

議事日程 令和元年9月11日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第35号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第2号)について(所管部分)

議案第36号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第37号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第38号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第43号 木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について(所管部分)

議案第46号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第47号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第48号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員(6名)

委員長	伊藤好博君	副委員長	鎌田鷹介君
	伊藤厚紀君		加藤真人君
	伊藤律雄君		中川和子君

欠席委員(0名)

議場出席説明者

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
教育長	山北哲君	教育課長	伊藤正典君
住民課長	山田克己君	福祉健康課長	松本大君

教育課長補佐 山下昌司君 教育課長補佐 黒田和弘君
住民課長補佐 多賀晶子君 住民課長補佐 村上強君
福祉健康課長補佐 伊藤マユミ君 福祉健康課長補佐 佐藤信恵君
福祉健康課長補佐 服部直子君

事務局出席職員

書記 事務局長 白木 悟 議会事務局 渡辺 千智

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（伊藤好博君） では、皆さん、おはようございます。

本日は、教育民生常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様並びに議長、副議長には、何かと御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。また、加藤町長を初め執行部の皆様方も御出席いただき、ありがとうございます。

本日の教育民生常任委員会は、令和元年第3回定例会で付託されました10議案を審議する重要な委員会でございます。議案審議には慎重審議をいただきますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日、委員会の出席委員数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開催いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。委員会条例第27条の規定により、書記には白木議会事務局長を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、書記には白木議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（伊藤好博君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、加藤真人委員、伊藤律雄委員の御両名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、加藤真人委員、伊藤律雄委員の御両名の方、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案審議に入ります。

初めに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

昨日、道路整備促進期成同盟会、県の代表で東京へ要望活動に行っていました。各

省庁も、そして、また、全国から集まってみえた方々も非常に熱い要望活動でございましたけれども、もっと暑かったのは外の気温でございます。9月にはないような、37度を超えるような猛暑が続いておりますが、一方で、台風15号で東京、千葉、関東方面は大変大きな被害がもたらされました。特に、まだ今なお停電で御苦労いただいている被災地の皆さん方に、心からのお見舞いを申し上げたいと思っております。

木曾岬町議会定例会、令和元年の第3回の定例会、去る9月5日に招集をさせていただきました。今期定例会には、議案、報告案件、同意案件、合わせて21件提出させていただきました。開会日に同意案件2件を御同意いただきました。まことにありがとうございました。初日にそれぞれ提出させていただきました18議案につきまして、教育民生常任委員会と総務建設常任委員会、両委員会に委員会付託をいただきまして、本日、教育民生常任委員会に付託された案件につきましては、お手元の議事日程でございますように、議案第35号の令和元年度の町一般会計補正予算（第2号）の所管部分から、36号につきましては国民健康保険特別会計、第37号につきましては後期高齢者医療特別会計、第38号につきましては介護保険特別会計のそれぞれの令和元年度の補正予算案件4議案でございます。続いて、議案第43号につきましては認定こども園条例、第44号につきましては特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例、それぞれの条例改正2議案、それから、議案第45号につきましては平成30年度の町一般会計の歳入歳出決算認定の所管部分から、第46号につきましては国民健康保険特別会計、第47号につきましては後期高齢者医療特別会計、第48号につきましては介護保険特別会計、それぞれの平成30年度の会計の歳入歳出決算認定についての4議案、合わせて10議案を当教育民生常任委員会に付託をいただきまして、本日、それぞれの議案につきまして御審議を願うところでございますが、いずれの議案につきましても重要な案件ばかりでございます。後ほどまた担当のほうからそれぞれ詳細に説明させていただきますので、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶と議事日程の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございました。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（伊藤好博君） 日程第2、付託議案の審査についてを議題といたします。

委員会に付託されました議案は、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について（所管部分）、議案第36号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第37号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第38号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議

案第43号、木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について（所管部分）、議案第46号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第47号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第48号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての10議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法については、先に1件ごと全議案を審議することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審議に入ります。

初めに、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についての所管部分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についての所管部分について説明させていただきます。

7ページ、8ページへお願いします。

それでは、歳入について説明のほうをさせていただきます。

14款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、自立支援医療給付費の対象となる入院及び通院の新規申請が1件ありましたので、必要経費の2分の1を追加するものでございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金の障害者自立支援給付費等国庫補助金は、令和元年度、法改正に伴う障害者自立支援給付支払等システム改修補助金でございます。

児童福祉費補助金は、幼児教育・保育無償化に係る補助金が三重県を通して配分されることになりましたので、国庫補助金を減額し、県補助金に変更するものでございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 3目教育費国庫補助金で、今回1,318万9,000円を追加して、1,779万7,000円とするものでございます。小学校における大規模改造事業補助金において、障がい児対策、また、トイレの改修工事の補助金の交付を受けたことによるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金で

は、国庫負担金と同様に、入院及び通院の新規申請が1件ありましたので、必要経費の4分の1を追加するものでございます。

2項補助金、1目民生費県補助金の児童福祉費補助金は、幼児教育・保育無償化に係る補助金が三重県を通して配分されることになりましたので、事務費分とシステム改修費分の補助金を追加するものでございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） ページ、めくっていただきまして、9ページ、10ページでございます。18款の繰入金、7目夢とふれあい教育基金繰入金では、今回96万円を追加し、336万円としております。就学奨学金の貸付事業において、当初見込みより4名増加したことによるものでございます。なお、貸付者は、本年度の6名を含め14名となります。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 20款諸収入、4目福祉受託事業収入では、令和元年度地域づくり支援事業受託として、健康で活力のあるまちづくりを目指すために、やろまいげんげん運動の推進に伴う事業収入でございます。

○住民課長（山田克己君） 続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをごらんください。

3款民生費からでございます。1項1目の社会福祉総務費では、このたび21万7,000円増額し、2億1,532万5,000円とするものでございます。人事異動に伴う人件費の補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 3目老人福祉費の繰出金では、前年度の介護保険特別会計繰出金の精算により、減額補正させていただくものでございます。

6目障がい者福祉費の13節委託料では、令和元年度の法改正に伴い障害者福祉自立支援システムの改修委託料、20節扶助費では、自立支援医療給付費としまして、入院及び通院の新規申請1件により追加補正させていただくものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、主に幼児教育・保育の無償化に伴い、補正させていただくものでございます。

21ページ、22ページへお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、3節職員手当の時間外勤務手当及び4節共済費から7節賃金は、臨時管理栄養士1人雇用に伴い追加補正するものと、職員手当の時間外については、障がい等でケースワークが多くなったことによる追加補正でございます。

4目母子保健衛生事業費の過年度国庫補助及び県支出金の精算に伴い、返還金を追加補正させていただくものでございます。

5目成人等保健事業費の11節需用費から13節委託料では、健康づくりに取り組むため、やろまいげんげん運動の推進に伴い追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次のページ、23ページ、24ページでございます。

同じ衛生費の2項2目の塵芥処理費でございます。このたび10万2,000円増額いたしまして、1億4,126万5,000円とするものでございます。こちらも人事異動に伴う人件費の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○教育課長（伊藤正典君） ページを飛んでいただきまして、25ページ、26ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費で、今回937万4,000円を追加するものでございます。給料からページをめくっていただきまして共済費までは、人事異動による教育課所属職員の人件費を計上させていただいたものでございます。貸付金につきましては、就学奨学金の貸付事業において、当初見込んだ貸付者より4名増加したことによるものでございます。

項、変わりました、2項小学校費、1目学校管理費におきましては、今回5,225万円を追加するものでございます。工事請負費では、国庫補助金の交付決定に伴い、小学校の校舎便所の改修工事に関する経費を計上させていただいたものでございます。

ページ、めくっていただきまして、3項の中学校費、1目学校管理費におきましては、今回7万3,000円を追加するものでございます。需用費では、雨水のろ過装置の修繕費としての追加計上、また、備品購入費では、武道館の畳の入れかえが完了したことによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑がある方は御発言ください。

なお、質疑の回数は、1議題につき1人3回までとなっておりますので、御承知お祈りいたします。

それでは、発言される方は手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されるよう、よろしくお願いいたします。

○委員（伊藤厚紀君） 3款2項、19ページ、20ページのところの需用費、消耗品費、45万6,000円、各種ファイルとなっていましたが、それが何なのかということと、それから、22ページ、職員手当等ということで、時間外勤務手当が127万6,000円ということになっているんですけど、項が変わって保健総務費、その詳細をお伺いしたいです。

詳細というのは、時給が幾らでとか、人数とか、どういうことをしていたのかというこ

と。臨時職員さんが同じような金額で補助職員さんが入っているの、これだけあったら臨時職員さんを雇えるんじゃないでしょうかということ、これだけ残業があったら、ちょっと働き方に問題があるんじゃないでしょうかと思ったので、その2点をお願いします。

○福祉健康課長（松本 大君） まずは、1点目の需用費の消耗品の45万6,000円の内容でございます。

こちらにつきましては、幼児教育・保育の無償化に伴いまして全て消耗品を購入するものなのですが、ガバットファイル、カラーファイル、OA用紙、トナーなど、今回無償化に伴って公立とか私立とか認可外とか、そういう申請等の様式等もそれぞれ別々に管理していくことが必要となりましたので、そういうものの管理する事務的なファイルとか、OA用紙、トナーなどの費用を今回計上のほうをさせていただいております。

次の22ページの時間外勤務手当の内容なのですが、こちらにつきましては、保健衛生関係の時間外の手当でございます。実際には、時間外の単価としましては2,600円余りに1.25を掛けて、平日ですと1日当たり3時間で、4日の7カ月分を予定しております。

その中で、内容としましては、電算入力なんですけれども、障がい等の業務で電算の受給者の台帳等の入力作業が毎月あるものと、その障がいに関しての2次審査のチェックが毎月あります。そういうチェック作業の電算入力の作業と、あと、障がい福祉サービスの受給者証の作成も毎月あります。月の上旬に関しては、受給者証の更新の案内や更新者の書類の確認、新規申請者の調査票の作成及び入力とか審査会資料の作成など、受給者証にかかわるそういうような作業もあります。

障がい者の手帳の申込とか交付事務も毎月行いますので、そういう業務がほかにも、日常生活用具とかそれぞれ補装具の関係も書類申請の手続もあるんですけれども、それに伴いまして、障がいに関しての相談等のケースワーク業務も、日中の事務処理がケースワークをすることによって先ほどお伝えしたような業務が時間外になってしまうというような状況もありますので、今回、時間外の補正をさせていただくものでございます。

また、これに関しましては、先ほど言いました補助職員の賃金との金額で雇えるのではないかというお話もあったんですが、こちらの時間外手当は基本給に基づいての単価を計算しておりますので、金額的に言うとちょっと大きくなっているという部分はあるのかと思われま。

説明は以上です。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（伊藤厚紀君） わかりました。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（中川和子君） 入から行きますが、8ページの国庫補助金のところですが、障害者自立支援給付費等国庫補助金、地域生活支援事業補助金は法改正によるシステム改修と

ということですが、これは消費税増税に伴うことに関するということですのでよろしいでしょうか。

それから、その下の子どものための教育・保育事業補助金は、県を經由したので変わるということの説明を伺ったんですが、10月から始まるということで、説明会は開かれたんでしょうか。

それから、28ページの改修工事ですが、全協で説明いただいたときに学校と協議をしたのかということで、協議した結果は和式を残すということで、設計を見直すということをお伺いしたんですが、それは設計費とか工事費に関係してこないのか、工期との関係はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

以上ですが。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、8ページの国庫補助金等の内容が、今回の補正は消費税の増額によるものかということでございましたが、まず、国庫支出金のほうの自立支援医療給付費の負担金と、あと、15款の県支出金の民生費県負担金、この自立支援医療給付費の負担金というのは消費税の増税とは関係なく、障がいをお持ちの方が今回新規申請で手術を行うということで、手術に伴う入院と通院という形で、障がい者の方が障がいに伴う手術を行いますので、それが今回の自立支援の医療給付費の負担金の対象となるということです。国庫補助金は2分の1、県の補助金は4分の1を新規申請に伴って今回負担金を補正するものでございますので、消費税とはちょっと別の話かなというふうに思います。

それから、国庫補助金のほうの児童福祉費の補助金の子どものための教育・保育と、あと、県の補助金のほうの子ども・子育て支援事業補助金ですが、これは先ほど言われたとおり、確かに国のほうが316万1,000円は減額して、それで、県のほうから通して補助金を交付されるということになったので、国のほうを減額して、今回、県のほうに上乗せして、316万1,000円のマイナスと644万9,000円の差額は歳出のほうで増額、今回の幼児教育・保育の無償化に伴って増額補正をさせていただいております。

ですので、こちら、消費税の増税によるものかというよりは、それに伴うことかもしれませんが、幼児教育・保育の無償化に伴って補助金の補正をさせていただくということで御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

今回、無償化に伴う説明会に関しましては、これから9月に説明会をする予定をしております。

○教育課長（伊藤正典君） トイレの改修工事の件で、設計の部分と工期の部分で聞かれたのかと思っております。

まず、設計につきましては、27年に一旦トイレの改修工事の設計をしておきまして、それから年数がたっているということもありまして積算の見直しと、あとは、2階、3階部分のトイレは、障がい者でも入れるように間口を広くするというような設計の変更を今回やらせていただいております。それに加えて、和式便所をなくするというような方向で、

追加で設計の変更はかけていく予定でございます。

また、工期につきましては、27年のときは、当初は60日の工期を見込んでおりました。これはあくまでも夏休みが換算された日数なのかということで判断をしております。恐らく90日から100日ぐらいの工期はかかるのではないかとということで、11月発注を目指して今設計の変更をしておる状況でございます。

以上でございます。

○委員（中川和子君） 8ページの、私が消費税に伴うものじゃないかと伺ったのは、国庫負担金のほうではなくて、国庫補助金のほうの地域生活支援事業補助金ですので、ちょっとお答えが違うのじゃないか、もし私のほうが間違っていれば言っていただければいいんですが。

それから、先ほど出ました時間外手当のことですが、これを1人でこなしてみえれば、障がいを持っている子どもさんも大人の方もふえている状況で、本当に職員が足りるのかなという、そういう心配と、足りるかという心配があるんですが……。

○委員長（伊藤好博君） それは何ページ。

○委員（中川和子君） 22ページ。先ほど時間外手当のところが出ましたが。

○委員長（伊藤好博君） 以上でよろしいですか。

○委員（中川和子君） はい。

○福祉健康課長（松本 大君） 8ページのところの国庫補助金のところの障害者自立支援給付費等の国庫補助金の内容のことが消費税の増税によるものかという御質問だったということです。申しわけなかったです。

そちらにつきましては、確かに言われるように、令和元年、ことしの10月からの消費税の改正に伴いまして、報酬の改定、処遇改善の対応が必要となりまして、そのためのシステム改修に伴う補助金と、あともう一つが、こちらは令和元年度の、こちらも障がいの関係でシステムの改修なんですけど、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修ということで、確かに幼児教育の無償化と消費税の増税に伴う両方の改定に伴って、今回システム改修が必要になった分がこちらの120万3,000円の地域生活支援事業の補助金の内容でございます。

次に、22ページの職員手当の時間外勤務手当の件なんですけど、確かに言われるように、事務量が相談等のケースワークの業務も日中ふえてきているのもありますので、適正な人員配置のほうを心がけたいと思っております。

以上です。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第36号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務当局の説明を求めます。

○住民課長補佐（村上 強君） それでは、補正予算書の34ページをごらんください。

議案第36号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

令和元年度三重県桑名郡木曾岬町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の補正につきまして規定しており、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,922万3,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、38、39ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険料では700万5,000円の減額、2目退職被保険者等国民健康保険料では108万円を減額するものでございます。いずれも本年7月の本算定により本年度の保険料見込み額が確定したことから既決予算額を精査し、保険料総額で808万5,000円を減額し、1億9,942万円とするものでございます。

次に、5款1項1目保険給付費等交付金では、76万6,000円を追加し、5億7,013万7,000円とするものでございます。内訳として、特別調整交付金については、保険料軽減措置の見直しによる電算システム改修費を受け入れるもので、交付率は100%でございます。また、特定健診等負担金については、本年度の交付申請により、追加補正をさせていただくものでございます。

次に、8款繰越金では、1,235万8,000円を追加し、1,386万6,000円とするもので、前年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、9款4項7目特定健康診査等負担金については、過年度分の精算金18万4,000円を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

44ページ、45ページの事項別明細書により説明させていただきます。

まず、1款1項1目一般管理費では、特別調整金の受け入れにより財源更正を行うものでございます。

2項1目賦課徴収費では、49万2,000円を追加し、315万7,000円とするもので、保険料軽減措置の見直しによる電算賦課処理委託料を補正計上するものでございます。

次に、6款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、補正額はなく、財源更正をするものでございます。

次のページをお開きください。

9款1項3目保険給付費等交付金償還金では、494万3,000円を追加し、494万6,000円とするものでございます。前年度の県保険給付費交付金の精算により、返還償還金を追加補正させていただくものでございます。

次に、10款予備費では、21万2,000円を減額し、230万3,000円とするもので、この金額をもって歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

以上が令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 歳入、38、39のところですが、本算定によって保険料の見込み額が大体このようだというので、808万5,000円の減額になっているんですが、主な要因としてはどういうものが考えられるでしょうか。

それから、特別調整交付金、保険料軽減の見直し、システム改修費、100%補助で出ておりますが、これは国保料を納める方にとってどのような影響があるのかということをお聞きしたいと思います。

○住民課長（山田克己君） まず、38ページ、39ページの保険料の減額になった要因は、繰越金がかなりというか、当初見込んだよりも1,200万ほど増額させていただいているんですけど、それを活用させていただいて、それで減額させていただいたものでございます。

あと、繰越金の数字が合わないというのは、あと残り分は国保が広域化になったために医療費は30年度から相当分を全額いただいております。それが残った分もありますので、歳出でこれは還付しているわけでございますけど、それを差し引きしてもらおうとこの800万ぐらいが繰越金となったため、保険料を減額させていただくものでございます。

次の歳出のシステムの軽減の見直しにつきましては、これは軽減の見直しというのは、社会保険の方が65歳以上の人が夫婦でみえた場合、75歳になると後期高齢者に自動的に入ってしまうんですね。そうすると、奥さんがそのまま国保に入ることになってしまうんですね。そのときの軽減ということで、均等割、平等割が半額になるという制度が今まであったわけなんですけど、それが、本則としては2年間なんですけど、当分の間、ずーっと20年度から来たわけなんですけど、今回、本則に戻すということで、その軽減特例

の見直しということでございますので、その方については、2年後につきましては特例がなくなるということですが、今後、国民年金の給付金5,000円とかそういうものがありますので、そういうもので国は対応していくというふうに考えているということですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員(中川和子君) ということは、システム改修の見直しは2年後から影響というか、関係してくるということの確認でよろしいですかね。

それから、低所得者の方には給付金が月5,000円ですか、出るということで、消費税対応をそれですということですが、それぐらいの金額で本当に賄えるのかなと懸念はありますが、いかがでしょうか。

○住民課長(山田克己君) 最初の質問、そのとおりでございます、2年経過したら本則に戻るとことですので、軽減はなくなるということでございます。

年金受給の低所得者に5,000円給付するというのはこの10月から始まるわけなんですけど、このようなパンフレットがあるんですけど、この中にいろんなことが書いてありますので、その方に対してそれはなくなるけど、こういうことがまたふえますよということが書いてあるわけなんですけど、主としては5,000円を給付してそれに対応していくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(伊藤好博君) よろしいですか。

○委員(中川和子君) 後期高齢に御主人と奥さんが分かれるということで、今回の見直しがあるわけなんですけど、10月からの関係で何か変わることはありますか。

○住民課長(山田克己君) 国民健康保険については以上のことございまして、また、後期高齢のほうでは軽減特例、またそちらのほうにも見直しがありますが、国保についてはこのようなことございます。

以上でございます。

○委員長(伊藤好博君) ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤好博君) 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤好博君) 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第37号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐(多賀晶子君) では、補正予算書の48ページをお開きください。

議案第37号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第

1号) について説明させていただきます。

令和元年度三重県桑名郡木曾岬町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は次に定めることによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,374万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず、歳入では、1款後期高齢者医療保険料及び5款繰越金の2つの款とそれに付随する2つの項において、歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金及び5款予備費の2つの款とそれに付随する2つの項において、それぞれ674万8,000円を追加し、補正後の予算総額を1億4,374万8,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書により説明させていただきます。

52、53ページをお開きください。

まず、歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料では、1目特別徴収保険料で364万6,000円、2目普通徴収保険料では198万4,000円の増額です。いずれも本年7月の本算定により本年度の保険料見込み額が確定したことから既決予算額を精査し、保険料総額で563万円を追加し、6,104万1,000円とするものです。

次に、5款1項1目繰越金では、前年度の繰越金が確定したことから、111万8,000円を追加し、168万2,000円とするものでございます。

次に、歳出です。

56、57ページの事項別明細書により説明させていただきます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、本年度の保険料の本算定により広域連合納付金を追加するため563万円を増加し、1億3,633万5,000円とするものでございます。

次に、5款1項1目予備費では、この歳出予算の補正額の調整を図るため111万8,000円を追加し、159万円とするものでございます。

以上が令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明でございます。よろしく申し上げます。

○委員長(伊藤好博君) 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤好博君) 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、こ

れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第38号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

○福祉健康課長補佐（服部直子君） 議案第38号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

58ページをごらんください。

議案第38号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,470万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは、62、63ページ、歳入について説明させていただきます。

1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、本算定により介護保険料の割合が特別徴収保険料については95.8%、普通徴収保険料については4.2%となり、特別徴収保険料は追加補正、普通徴収保険料については減額補正となりました。

5款支払基金交付金、6款県支出金、8款繰入金については、過年度交付金等の精算により補正させていただくものでございます。

64、65ページをお願いします。

9款1項1目繰越金については、平成30年度繰越額が確定したことにより、減額補正させていただくものでございます。

次に、68、69ページ、歳出について説明させていただきます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、平成30年度の実績額が確定しましたので、精算により追加補正させていただくものでございます。

8款1項1目予備費では、歳出予算を調整させていただくものでございます。

以上が令和元年度介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤好博君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 63ページの保険料のことですが、特別徴収と普通徴収の割合が出されましたけど、これは当初予算のときにはどのように率を見ていたかということと、

それから、一般会計繰入金のところではいろいろ減額になっていますが、減額の要因を詳細にもう少し教えていただけますか。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、第1号被保険者の保険料の件なんですけど、当初予算の段階では特別徴収の保険料を全体の保険料の90%で見込んでおりました。普通徴収の保険料については当初は10%ですので、90%の10%でそれぞれを当初予算では計上しておりましたが、今回、本算定によりまして、特別徴収保険料は90%が95.8%、普通徴収の保険料が10%が4.2%ということで、当初の率からすると、特別徴収が上がって普通徴収が下がったものですから、今回それぞれが追加と減額の補正をすることとなりました。

また、全体で差し引きしても270万円ほどの減額の補正になっております。この要因は、当初の見込みの人数が2,034人を見込んでおりましたが、本算定時には2,014人ということで、20人ほど死亡等によりまして被保険者が減りましたので、それによる減額ということです。よろしくお願ひします。

それから、8款の繰入金の一般会計繰入金なんですけど、こちらにつきましては、実際に実績報告を行いましたところ、一般会計の介護給付の繰入金とか、地域支援事業繰入金、あと、地域支援事業繰入金の総合事業以外の地域支援事業繰入金というのは、それぞれ規定の率があります。その規定の率が介護給付費だと12.5%、地域支援事業の繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業だと12.5%、地域支援事業の繰入金の総合事業以外の地域支援事業等で19.25%ということで、この規定の率に基づいて精算したところ、今回このような形でそれぞれが減額の補正をさせていただくということと、あと、その他一般会計の繰入金としましては、実際に平成30年度の事務費の精算をしたことによって減額の補正をさせていただくということで、御理解いただきたいと思ひます。

○委員（中川和子君） 介護保険の保険料の特別徴収と普通徴収の率のことですが、たしか昨年も90と10で、本算定になったらやっぱり特別徴収のほうが上がって、普通徴収のほうが下がるというような多分内容だったと思うんですけど、状況を見れば、90、10にはなかなかかならないのかなと思ひて、当初予算のときからなるべく補正を出さないよいうにいうか、近い数字で出したほうが適切ではないかなと思ひているのと、それから、繰入金のことですが、規定の率に合わせてこういう減額が出てきたということのを伺ったんですが、内容でどのようなものが減ったかということのはわかりませんでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） まず保険料の関係なんですけど、確かに昨年も本算定時、確かに今年度と同様なよいう形の率というふうになりましたので、今後、このような今回の本算定の率に基づいて予算計上のほうをしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

あと、繰入金の内容なんですけれども、内容は、歳出のほうの介護給付費ですと、歳出のほうの内容というか、最初、もともと歳出の支出の見込み額の推計によってそれぞれ率

に基づいて一般会計から繰入金をさせていただいたんですが、推計した歳出のほうのそれぞれの、例えば介護の給付費とか、そういうものが実際に30年度が終了したことによって確定したものですから、その確定に基づいて、今回、率に基づいた形での精算ですので、個々にというようなことじゃなくて実績に基づいた形、推計で繰り入れたものを実績に基づいて精算するというところで御理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第43号、木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、議案第43号、木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由ですが、3行目のところから、従来略称の改正を行うものとするということなんですが、2行目のところの、従来の子どものための教育・保育給付の認定と申請される子育てのための施設等の利用給付の認定を区別するために、従来略称の改正を行うものとするという内容でございます。

こちら、内容としましては、ことしの10月からの幼児教育・保育の無償化に伴うものでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、1枚めくっていただいて、もう一枚めくっていただいて、新旧対照表です。

先ほど言いましたように、今回の改正は略称の改正ですので、現行と改正案のところそれぞれ下線の部分の用語なんですが、この用語の略称の変更をするということですので、よろしく申し上げます。

1枚戻っていただいて、改正文のところです。

附則でございますが、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。

○委員長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第44号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） 議案第44号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

まず、下段の提案理由でございます。3行目のあたりからなんですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令によって、本町の条例も改正するということです。

それから、この条例の改正に当たりましては、先ほどと同様に、ことしの10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、上位法令の改正に基づき改正するものでございます。

それでは、次の改正文の14分の14をお願いします。

14分の14の一番最後の附則であります。この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。

○委員長（伊藤好博君） 事務局の説明が終わりましたので、質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

○委員（中川和子君） 新旧対照表で行きますが、36分の2のところ、一般原則の第3条、今回改定になる部分ですが、良質かつ適切であり、かつ子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容とありますが、ここにはあくまでも経済的負担の軽減についてとあるだけで無償化はうたっていないので、ということは、この文言だけを考えると、今後、無償化でなくなることもあり得ると考えてよろしいのでしょうか。

それから、36分の8ページですが、第12条の利用者負担額等の受領のところ、4の特定教育・保育施設はというところから給食費、今回、新たに副食費の負担が出ているわけですが、大体4のところの特定教育・保育施設は前3項の支払いを受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用と書いてあるんですが、給食というのは保育の一環であって、便宜に要する費用という、これは今回改正ではないんですが、便宜というより、私は給食は保育、教育の一環だと思っているので、そういうものに対して、それから、副食費に今回負担が起こるということで、町民の方にとどのような影響が出てくるのかということをお聞きしたいのと、それから、36分の12ですが、これはちょっとわからないので教えていただきたいんですが、18条の緊急時の対応のところの1項、

今まで支給認定者保護者に関する町だったのが市町村に変わっているんですが、これは上位法令の関係でなったとは思いますが、町からなぜ市町村に変わったのか、これはほかのところにも出てくるんですが、町のままであったり、町が市町村に変わったりしているところがあるので、なぜそのままのところと市町村に変わったところがあるのかを教えてくださいたいと思います。

それから、36分の17なんですが、ここの特定利用保育の基準、第35条なんですが、3のところからそれぞれいろいろ変わっているところがあるんですが、そここのところの内容がよく読み砕けないので教えてくださいたいと思います。

それから、36分の19、37条の利用定員のところですが、括弧の事業所内保育事業を除くとあるんですが、今回、なぜここが省かれたのかということと、それから、36分の23ですが、ここは42条の特定教育・保育施設等との連携とあって、2項からずっと新しくできたところのことですが、こここのところをもうちょっと詳しく教えてくださいたいのと、それから、36分の36ですが、最後の5条の小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置の5年が10年になっているのは、伸びているのは、私は経過措置が伸びるということはどうなのかなと思って、それをお聞きしたい。

以上ですが。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、36分の2ページの第3条のところの、適切であり、かつ子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容というところのことなんですが、こちらは、ここの追加になった理由なんですけれども、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営上の原則に、保護者の経済的負担の軽減への配慮というのを位置づけておりますので、運営上の原則として今回つけ加えるものですので、この文言が先ほど御指摘があったんですが、原則的に位置づけるということで御理解いただきたいということでございます。

あと、36分8ページ、こちらについては、経済的負担の軽減について適切に配慮されたということは、原則的に今回位置づけするものなんですけど、またこちらでいう無償化の話とはちょっと違う話ということで御理解いただきたいと思います。

36分の8なんですが、こちら、13条の第4項のところの第1項で、特定教育・保育施設はの中の3行目のところで、便宜に要する費用のうちという、便宜に要するというところについては、こちらについては便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを教育・保育給付費認定保護者から受け取ることができるということですので、そのうち、今回改正の部分が入ってくるんですが、今回改正に入ってくる部分の内容については何かといいますと、今までは1号認定だけの給食費というのを、副食費なんですけど、実際には受け取っておりました。なぜかという、2号認定の保育園に関しましては保育料の中に副食費が含まれていくからです。

ただ、今回、保育料が無償化に伴って、保育料を今までいただいていた中から副食費を

徴収する必要がありますので、保育料が無償化したとしても2号認定の保育園児に対して副食費の費用を負担することができるという内容の追加ということで、御理解いただきたいと思います。

ですので、その前段の便宜に要する費用のうちということの追加ですので、こちらの便宜に要する費用というのは、この内容で御理解いただきたいというふうに思います。

次に、36分の12ページです。

こちらの第18条の緊急時等の対応についてが今まで町が市町村へということで、なぜ市町村になったかということで、内容なんですけど、今回の無償化に伴うんですが、今まで町だけで通知をするのがよかったんですが、相手方のこともありますので、その相手方が市町村ということもありまして、今回、市町村ということでの変更をすると、相手方の通知のことによる改正でございます。

36分の17ページでございます。

36分の17のところの第3項のところの下線の部分の特別利用保育を、施設型給付費は特例施設型給付費という形で今回なぜ追加したかということなんですけど、こちらにつきましては、第13条第4項第3号に、新設された規定について読みかえ規定を追加する必要がありますので、その13条第4項の内容に基づいてここを追加規定する必要がありますので、今回この部分を明確にするために追加したということで御理解いただきたいと思います。

次に、36分の19ページの利用定員のところの37条です。

こちら、特定地域型とか、それぞれ37条の中で追加されている部分が今回あるかと思えます。追加の改正があるかと思えます。これの内容につきましては、実質的な内容を変更するものではないんですが、今回の条例改正に伴ってこの規定の書きぶりのみを改める改正ですので、書き方を今回の改正に伴って改めるということですので、実質的な内容の変更でなく、書きぶりの変更で御理解いただきたいと思えます。

次に、36分の23ページです。

2項の右側で、町長はというところから始まる場所です。

こちらは全てなぜ追加になっているかということ、代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等を明確にするために、2項と3項については追加するものでございます。

次の4項と、次のページの5項につきましては、卒園後も受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和をするために、今回追加の改正を行うことということで御理解いただきたいと思えます。

次に、36分の36ページです。

こちらにつきましては、今までは利用定員に関する経過措置ということで、左側の現行は利用定員に関する経過措置ということの条文の内容だったんですが、右側の小規模保育事業C型ということで、この言葉を入れることによって利用定員に関する経過措置が小規

模保育事業のC型のみに関しての明確化ということに対する改正と、それから、それに伴う下から3行目のところ、この条例の施行の日から起算して10年というのは、これは基準布令で今回改正がありましたので、その基準布令に合わせて5年を10年に改正するものですので、御理解いただきたいと思います。

説明は以上です。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 36分の8のところですが、副食費の負担のことで、町民の方への影響はというのを答弁いただいていないのと、それから、36分の23のところですが、緩和するということは、保育の質が保たれるのかということをお伺いします。

それと、もう一点、36分の31と32もかなり追加があるので、その内容について、なぜ追加になったのかをお伺いしたいと思います。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、36分の8の先ほどの13条の第4項なんですけど、今回の保育料の無償化に伴ってこちらのほうを改正するものでございますので、逆に言うと国の基準どおりの無償化の対応をするためにはこの改正は必要と考えますので、御理解のほうをよろしくお願いします。

36分の23ページの卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和ということですが、卒園後、連携施設への確保義務の緩和ということでは言わせていただくと、今よりもよりよい幼児教育・保育が運営されるということになると思いますので、よろしくお願いします。

それから、36分の31、こちらにつきましては、まず、何でこんなに追加をされているかといいますと、今回の条例改正は、第43条第1項及び第2項で定められていた特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえを本項で定めることとするとともに、当然、読みかえで対応しがたい読みかえについて、明確化するための読みかえ規定を整備するために改正したものでございます。

ですので、今回の条例の43条の第1項及び第2項の内容について、こちらで、読みかえで追加で上げさせていただくということでございます。

次のページの36分の33ページも同様に、こちらはこの条例の第43条第1項及び第2項で定められていた、先ほどのほうは特別利用地域型保育、今度は特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読みかえを本項で定めるためにこのような追加の改正をするものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 先ほどの36分の8の副食費の負担のところですが、国の基準どおりにするということが、自治体によっては国の基準どおりにはもう既にしていないところもあるので、今後、町としてはどのようなお考えかをお聞きしたいのと、それから、36分の23の確保義務の緩和ですが、よりよい保育がされるのではないかとことです。

が、それはどこで保証されるのでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） まずは、36分の8の食事の提供の内容についてなんですが、現段階では、国の基準どおりの3歳以上児については無償化をされて、3歳未満児については非課税世帯が無償化というような形の国からの基準がありますが、現段階においては、町においては、国の基準どおりの見直しをするということで進めていきたいと思っています。

副食費の食事の提供以外の面で、今後、無償化だけではなくて、町としまして幼児教育・保育の充実したというか、よりよい環境整備とか、幼児教育・保育を今後進めていきたいというふうには考えております。

36ページの23なんですけど、何がよりよいのかというふうに御質問だったかと思うんですけども、今までの規制を緩和することによって、施設の連携がしやすくなるという意味での今回の緩和ですので、今まで以上に連携等が図りやすくなって、今後、幼児教育・保育がやりやすくなるというか、運営上、進めやすくなるということでの意味でありますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。35分まで休憩といたします。10時35分再開でお願いします。

午前10時19分休憩

午前10時35分再開

○委員長（伊藤好博君） それでは、休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） 議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について、説明のほうをさせていただきます。

39ページ、40ページへお願いします。

それでは、説明のほうを歳入からさせていただきます。

11款分担金及び負担金、2項負担金は、保育料などの利用者負担金を受け入れたものでございます。その他は備考欄に記載のとおりでございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 4目教育費負担金といたしまして、収入額2,006万2,476円でございます。社会教育費負担金では、公民館講座の負担金として8講座、公民館教室・学級負担金として2教室、ホリデー教室で18教室の参加者負担金を受け入れております。

学校給食費の負担金では、11カ月分の給食費を収納したものでございます。なお、学校給食費の収入未済額は59万6,645円となっており、令和元年8月31日での未納状況につきましては28万8,440円となっております。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 12款使用料及び手数料、1項使用料は、福祉教育センターの使用料を受け入れたものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、41ページ、42ページでございます。

2目の衛生使用料では、収入済額34万9,500円でございます。この科目では、町営火葬場使用料67件分、火葬場待合室使用料4件分を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 5目教育使用料では、福祉健康課所管としまして、1節幼稚園使用料を受け入れたものでございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 教育所管部分では、公民館、各体育施設等の使用に関して、所定の使用料金を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、43ページ、44ページの2目の衛生手数料でございます。収入済額469万9,570円でございます。この科目では、ごみ収集用袋や粗大ごみ収集券の売却手数料、清掃業者更新等手数料、また、畜犬登録手数料、狂犬病予防注射の手数料などを受け入れたものでございます。

次に、13款でございます。国庫支出金でございます。

1項1目民生費国庫負担金では、収入済額9,681万7,017円でございます。住民課所管では、国保保険基盤安定負担金でございますが、これは国保保険料の軽減に係る国の支援金であり、保険者支援分の2分の1を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、3節から次のページの8節までは、各種負担金を規定に基づき受け入れたものでございます。2目の衛生費国庫負担金においても規定に基づき受け入れたものでございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では、福祉健康課所管としまして、11節地域

住民生活等消費喚起対策補助金では、プレミアムつき商品券事業であり、令和元年度の一般会計予算に繰り越しをしたものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、8節の社会福祉補助金の25万8,000円でございますが、年金生活者支援支給金の補助金として、今年度の消費税改正に伴う低所得者年金受給者への支援給付に係る電算システムの改修費を受け入れたもので、補助率は100%でございます。

その下の10節の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、97万8,000円も後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しに係る電算システムの改修費を受け入れたもので、こちらも補助率は100%でございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 2目衛生費国庫補助金の1節がん検診推進事業費補助金は、乳がん、子宮がんの無料クーポン対象事務及び2節母子保健衛生費国庫補助金の産前・産後サポート事業補助金としまして、妊産婦の孤立感の解消を図るための事業に対する補助金でございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 3目教育費国庫補助金として、収入済額7万円でございます。特別支援の教育就学奨励費5名に対する補助金の交付を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、47ページ、48ページでございます。

3項委託金、1目民生費委託金では、収入済額335万5,081円でございます。住民課所管では、1節の社会福祉委託金で、国民年金事務委託金として、年金事務などに要した人件費、物件費、協力連携費相当額を受け入れたもので、本年度は届出書の電子媒体化及び様式統一化などによる電算システムの改修費が増額となったものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 2節児童福祉費委託金では、特別児童扶養手当の事務取扱交付金としまして、対象者11名分の交付金でございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、福祉健康課所管としまして、1節、4節、5節、9節、次のページの10節までは、各種負担金を規定に基づき受け入れたものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、前のページに戻っていただきまして、2節の国保保険基盤安定負担金でございますが、これにつきましては国保事業の支援及び保険料の軽減に係る県の助成金として、保険者支援分の4分の1、保険料軽減分の4分の3を受け入れたものでございます。

また、8節の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金でございますが、こちらにつきましても保険料の減額に係る県の助成金として、保険料の軽減分の4分の3を受け入れたものでございます。

次に、49ページ、50ページでございます。

2項の県補助金、1目民生費県補助金では、収入済額2,350万5,898円でございます。住民課所管では、1節の社会福祉補助金のうち障がい者医療費補助金、5節の子ども医療費補助金と6節児童福祉補助金のうち、一人親家庭等医療費補助金でございますが、いずれも福祉医療費助成制度に係る県対象分の補助金を受け入れたものであり、補助率は2分の1でございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、1節、2節、6節及び9節は、各種補助金の、これも規定に基づいて受け入れたものでございます。

次に、2目の衛生費県補助金では、地域自殺対策事業補助金としまして、平成30年度に策定しました木曾岬町自殺対策推進計画などに係る補助金でございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） ページ、めくっていただきまして、7目教育費県補助金といたしまして、収入済額76万2,000円でございます。放課後子ども教室の推進事業補助金ではホリデー教室に係る事業費を、学校支援地域本部推進事業費補助金では土曜チャレンジや夏期学習会、子ども未来塾に係る事業に対し、それぞれの補助金を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、3項委託金、2目の民生費委託金では、収入済額16万9,000円でございます。この科目では、人権啓発活動活性化事業委託金として、昨年12月に実施いたしました人権講演会を初め、人権啓発事業に要した経費を受け入れたものでございます。

次に、3目の衛生費委託金では、収入済額1万925円でございます。人口動態調査事務交付金として、人口動態調査票の作成事務費を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 55ページ、56ページをお願いします。

17款の繰入金、1項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金では、介護保険特別会計の地域支援事業交付金の過年度分の追加交付に伴う繰入金でございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 2項基金繰入金で、7目夢とふれあい教育基金繰入金といたしまして、収入済額240万円で、就学奨学金の貸付事業に係る10件の貸し付けに充当するため基金から繰り入れを行ったものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 19 款の諸収入で、次のページの 4 目福祉受託事業収入では、地域づくり支援事業受託としまして、健康づくりで活力のあるまちづくりを目指すために、健康マイレージ制度の導入に伴う事業収入でございます。

次に、4 項 5 目雑入、2 節の過年度収入では、過年度国庫負担金収入、過年度県負担金収入としまして、平成 29 年度分の各種負担金等の追加分に係る過年度収入でございます。

次に、3 節雑入でございます。福祉健康課所管としまして、雑収入としまして、学童保育所クローバーの光熱水費、職員のインフルエンザの予防接種の自己負担金などがございます。

59 ページ、60 ページをお願いします。

一時保育給食代としまして、211 名分の給食代でございます。介護予防サービス計画料としまして、介護予防サービスケアプラン作成料でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管の雑入としては、60 ページの備考欄の上から 3 つ目の火葬場水道使用料は、源緑輪中地区から墓地の水道使用料を受け入れたものでございます。

戻っていただきまして、58 ページの雑入の備考欄のところの下から 2 つ目ですが、資源ごみ売却手数料は、収集業者より資源ごみの売却益を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○教育課長（伊藤正典君） 59、60 ページでございます。

5 項 1 目貸付金の元利収入では、528 万円を受け入れております。このうち教育課の所管部分では、夢とふれあい教育基金の貸付金の返還金として、8 件の償還金を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、歳出について説明のほうをさせていただきます。

83 ページ、84 ページをお願いします。

中段あたりの民生費から説明させていただきます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費の 1 節報酬では、木曾岬町いじめ問題調査委員会を開催する必要がなかったため、支出はございませんでした。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、2 節から 4 節までは職員 3 名分の人件費、委託料では、85 ページ、86 ページに行きますが、福祉医療事務に係る各種電算委託料や、昨年 12 月に開催しました人権講演会の講師派遣委託料、負担金、補助及び交付金では高齢者医療広域連合への負担金、また、人権擁護活動補助金では、擁護委員 3 名分の活

動補助金などでございます。

87ページ、88ページに行きまして、繰出金では、各特別会計への繰出金を支出しております。備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 83ページ、84ページに戻っていただきたいと思えます。

83ページ、84ページの下のところの11節の需用費から13節委託料及び次のページの14節の使用料及び賃借料は繰越明許費でございますが、今年度、実施しておりますプレミアムつき商品券事業あります。

19節の負担金、補助及び交付金の福祉健康課所管の主なものとしまして、町社会福祉協議会等に対する補助金を支出しております。

87ページ、88ページへお願いします。

25節積立金では、2名の方から150万円の寄附を受けましたので、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金積立金として積み立てするものでございます。

2目社会福祉施設費では、人件費、福祉教育センターの施設の維持管理費、施設で使用する消耗品及び備品などに要する経費の支出でございます。その他は備考欄に記載のとおりでございます。

89、90ページへお願いします。

3目老人福祉費では、福祉健康課所管の主なものとしまして、8節報償費の長寿者へのお祝い及び敬老会記念品に要する経費を支出しております。

13節委託料の主なものとしまして、ひとり暮らし老人緊急通報システムに要する経費の支出でございます。

91ページ、92ページをお願いします。

19節負担金、補助及び交付金としまして老人クラブ連合会補助金、20節扶助費としまして、老人福祉施設保護措置費に要する経費の支出でございます。

28節繰出金としまして、介護保険特別会計への繰出金の支出でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、負担金、補助及び交付金でございますが、92ページの上のほうの備考欄でございますが、長寿医療健康診査費用助成金でございます。これにつきましては平成26年度から実施しておりますが、後期高齢者に対する特定健診の自己負担金の助成金でございます。

次に、5目の国民年金費では、支出済額1,119万892円で、不用額は9万108円でございます。この科目では、国民年金事務に要した経費を支出しており、主なものとしたしましては職員1名分の人件費であり、内容につきましては備考欄記載のとおりでございますが、本年度は委託料において、年金届出書の電子媒体化や年金生活者給付支援金

などの電算システム改修費が増額となっております。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 6目障がい者福祉費では、福祉健康課所管の主なものとしまして、次のページの13節委託料、障がい者相談支援事業委託料で、総合相談支援センターそういん及び町社会福祉協議会の障がい者相談支援事業に要する経費の支出でございます。

20節扶助費としまして、地域生活支援事業費の日中一時支援及び日常生活用具などに要する経費の支出でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、役務費でございますが、94ページの一番上の証明料でございますが、障がい者福祉医療に係る証明料や、20節扶助費では助成金で、金額は備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、福祉健康課所管の主なものとしまして、8節報償費の子ども相談事業などの従事者への謝礼及び講演会の講師料、13節委託料の保守委託料としまして子ども・子育て支援システム運用経費、19節負担金、補助及び交付金としまして、保育料軽減事業補助金の3歳児及び4歳児に対する補助金の支出でございます。

2目児童措置費の福祉健康課所管の主なものとしまして、97ページ、98ページをお願いします。20節の扶助費としまして、すこやか赤ちゃん出産祝い金及び児童手当及び子ども手当費の支出でございました。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、子ども医療費の助成に係る前のページの96ページの12節の役務費の証明料と、また、次のページ、98ページ、20節扶助費では、その助成金でございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 3目母子福祉費の福祉健康課所管の主なものとしまして、8節報償費としまして、母子・父子家庭児童生徒慰問費の支出でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、一人親家庭等医療費助成に係る12節役務費の証明料と、20節扶助費ではその助成金でございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 5目保育所費では、99ページ、100ページへお願いします。一番下のところですが、15節の工事請負費としまして、木曾岬幼稚園・保育園の遊具設置工事、次のページをめくっていただいて、繰越分の中部幼稚園・保育園改修工

事に要する経費の支出でございます。

6目学童保育費では、13節委託料としまして、事業委託料は学童保育所クローバーへの運営委託の経費であり、その他は施設の管理、保育実施のための経費で、備考欄記載のとおりでございます。

3項1目災害救助費では、25節積立金としまして、災害救助積立金の利息を積み立てるものでございます。

4款衛生費では、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、103ページ、104ページへお願いします。19節の負担金、補助及び交付金としまして、主なものは、海南病院施設整備補助金、あと、平成30年度からの海南病院救命救急センター運営補助金で、その他は備考欄に記載のとおりでございます。

2目保健施設費、15節工事請負費としまして、震災時などに福祉避難所であります保健センターの窓ガラスの飛散を防止するため、フィルム張り工事に要した経費でございます。

18節の備品購入費としまして、保健センターに備えつけの災害時必要備品の購入に要する経費でございます。その他は備考欄に記載のとおりでございます。

105ページ、106ページをお願いします。

3目予防費、13節委託料としまして、小児等への定期接種及び高齢者のインフルエンザなどの予防接種委託料の経費であります。その他は備考欄に記載のとおりでございます。

4目母子保健衛生事業費では、8節報償費としまして、健診及び教室の実施に係る従事者の謝礼及び子育て世代包括支援センターの臨床心理士のカウンセリングなどに要する経費の支出でございます。

13節委託料としまして、主に電算委託料の地域健康支援システム健康かるてに要する経費の支出でございます。その他は備考欄に記載のとおりでございます。

19節負担金、補助及び交付金としまして、特定不妊治療費助成金に要する経費の支出でございます。その他は備考欄に記載のとおりです。

5目成人等保健事業費では、107ページ、108ページへお願いします。11節需用費としまして、光熱水費は保健センターに要する経費の支出でございます。

13節委託料としまして、計画策定委託料では、木曾岬町自殺対策推進計画を策定しました。がん検診委託料では、医療機関及び健診センターの健診に要する経費の支出でございます。その他は備考欄に記載のとおりでございます。

18節備品購入費としまして、保健センターで実施しております各種事業及び教室の参加者を送迎する高齢者送迎用の公用車の買い換え1台分に要する経費の支出でございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、6目環境衛生費では、支出済額663万2,762円で、不用額は27万9,238円でございます。この科目では、畜犬登録事業、火葬場運

営事業、グリーンカーテン事業及び家庭用新エネルギー等普及支援事業などに要した経費を支出しております。主なものといたしましては、次のページの109ページ、110ページの委託料で、年間の火葬業務委託料、動物死骸処理委託料、負担金、補助及び交付金では、犬猫の避妊・去勢の補助金、家庭用新エネルギー等普及支援事業補助金であり、本年度は工事請負費において、老朽化による火葬場の火葬炉内のセラミックブロックの張りかえ工事が増額となっております。その他は備考欄記載のとおりでございます。

次に、2項清掃費、1目し尿処理費では、支出済額767万3,838円で、不用額は3,162円でございます。この科目では、桑名・員弁広域連合へのし尿処理負担金を支出しております。

次に、2目の塵芥処理費では、支出済額1億2,970万5,784円で、不用額は119万5,216円でございます。この科目では、職員2名分の人件費と町のごみ処理に係る経費を支出しております。主なものといたしましては、111ページ、112ページに行きまして、委託料のごみ投棄委託料では、町内ごみ集積所78カ所に配置される家庭ごみの収集・運搬委託料や、資源ごみ収集委託料では、町内20カ所で実施している資源ごみの収集・運搬委託料などがございます。負担金、補助及び交付金では、桑名広域清掃事業組合への負担金でございます。その他は備考欄記載のとおりでございます。

次に、113ページ、114ページでございます。

3項1目公害対策費では、支出済額40万9,603円、不用額は37万5,397円でございます。この科目では、環境及び公害対策に要した経費を支出しており、主なものといたしましては、委託料では、騒音・振動調査委託料として、毎年定期的を実施しております環境騒音や交通騒音調査に要した経費、また、負担金、補助及び交付金では、桑名・員弁広域連合への負担金として広域的な環境保全に関する事務経費を支出しており、その他は備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○教育課長（伊藤正典君） ページ、135、136まで飛んでください。

9款教育費でございます。予算額3億615万9,000円、支出済額は2億9,729万5,447円でございます。前年度より5,523万円減額しておりますが、減額の主な要因は、町民ホール、また、町立図書館の完成に伴い備品等の整備が完了したということが主な要因でございます。

1項教育総務費、1目教育委員会費の支出済額は、108万314円でございます。この科目では、教育委員会に関する経常経費が主であり、教育委員4名、学校運営協議会委員15名の報酬と教育委員の研修等に係る費用となっております。その他は備考欄記載のとおりでございます。

2目事務局費の支出済額は、8,013万8,929円でございます。この科目では、教育長を含む職員7名の人件費など、教育全般に係る経常経費が重立ったものとなっております。

ざいます。

ページをめくっていただきまして、7節の賃金では、社会教育関係の補助職員1名と英語指導の補助講師1名、ページ、めくっていただきまして、委託料ではシルバー人材センターによる児童下校時の安全監視、図書館の業務委託料では、小中学校の図書室の管理として司書の派遣業務をしております。備品購入費では、補聴を援助する補聴器器具の一式を購入しております。

貸付金につきましては、就学奨学金の貸付事業の貸付金として、対象者10名に貸与しております。また、積立金では、夢とふれあい教育基金の寄附130万円と貸し付けの償還金128万円を積み立てしております。

項、変わりまして、2項の小学校費、1目学校管理費の支出済額は、5,054万7,723円でございます。この科目では、小学校に係る経費のうち経常や管理経費が主なものとなっております。

ページをめくっていただきまして、賃金では、用務員1名、少人数学力支援員等の非常勤講師8名、介助員3名の賃金を、委託料では階段用昇降機の設置に係る設計業務を、工事請負費では、修繕工事として、小学校の玄関横のタイルの改修、高圧設備の電灯用変圧器の取り換え、校内12カ所のスロープの設置をしております。また、外構等の整備工事では、ブロック塀の撤去、また、フェンスの設置工事を実施しております。ページをめくっていただきまして、備品購入費では、障がい児の受け入れに伴う机等を購入しております。扶助費におきましては、特別支援就学奨励対象者5名、準要保護の児童の就学援助対象者20名に対し、定められた扶助費を支出しております。

2目教育振興費の支出済額は、629万8,459円でございます。この科目では、小学校に係る経費のうち教育振興経費が主なものとなります。委託料では、国語、算数の標準学力調査やハイパーQ-Uの調査の実施、使用料関係では、児童用のパソコン30台のリース料、備品購入費では、教科別備品を整備したものでございます。

なお、小学校の児童数は、平成30年5月1日時点で289名、前年度比15名の減でございました。

ページ、めくっていただきまして、項、変わります。

3項の中学校費、1目の学校管理費の支出済額は、2,935万8,580円でございます。この科目では、中学校に係る経費のうち経常や管理経費が主なものとなります。賃金では、用務員1名と少人数学力支援員等の非常勤講師8名、報償費では、部活動の外部指導2名の謝礼金、工事請負費では、ブロック塀の撤去及びフェンスの設置工事を実施しております。備品購入費では武道館の畳の入れ換え、ページ、めくっていただき、扶助費におきましては、準要保護の就学援助費17名分を支出しております。

なお、中学校の生徒数は、平成30年5月1日時点で161名、前年度比11名の増でございました。

2目教育振興費の支出済額は、652万3,281円でございます。この科目では、中学校に係る経費のうち教育振興経費が主なものになります。委託料では、国語、数学の標準学力調査やハイパーQ-Uの調査、使用料関係では、生徒用コンピューター35台分のリース料を支出したものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 4項1目幼稚園費では、園の運営など施設の維持管理に要したもので、備考欄に記載のとおりでございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） ページ、めくっていただきまして、149、150、5項社会教育費、1目社会教育総務費の支出額は、955万1,058円となりました。この科目では、夏祭りや成人式といった社会教育事業及び各種社会教育団体の活動に要する経費と、町民ホールの維持管理に関する経費となります。賃金では、図書館の補助職員1名と子どもの居場所づくりの事業であるホリデー教室の指導員、ページをめくっていただきまして、委託料では、町民ホールのイベントとして、名古屋フィルハーモニー交響楽団の演奏会や西川ヘレンの講演会を開催しております。

2目公民館費の支出済額は、575万3,625円でございます。この科目では、公民館における講座や諸事業、施設の維持管理に要する経費となります。報償費では、公民館講座8講座2教室の開催に伴う講師料、委託料では、北部公民館の管理委託費用となります。

ページをめくっていただきまして、3目文化資料館費の支出済額は、42万7,152円でございます。この科目では、文化資料館の維持管理に要する費用となります。内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

4目文化推進費の支出済額は、23万9,760円でございます。この科目では、町の文化保存や推進に要する経費を支出しており、内容につきましては、備考欄の記載のとおりとなります。

5目図書館費の支出済額は、1,439万4,249円でございます。この科目では、町立図書館に係る各種サービスや維持管理に関する経費となります。報償費では、図書館の運営協議会委員9名分の報酬、委託料では、図書館運営に係る業務を委託しております。備品購入費では、児童図書等2,594冊の経費を支出しております。なお、平成31年3月末での蔵書数につきましては、2万4,349冊であります。

6目保健体育費、1目保健体育総務費の支出額は、904万3,934円でございます。この科目では、町民の体力向上と健康づくりを目的とした各種事業や、社会体育団体への補助事業を進めております。

ページ、めくっていただきまして、155、156です。

スポーツ推進員の委員の関係では、9名の委員の報酬のほか、体育館の開放日や軽スポ

ーツの教室使用に係る謝礼となっております。委託料では、美し国三重市町対抗駅伝大会に係る運営委託のほか、生涯スポーツ事業として、一般住民を対象とした4教室、また、小学生を対象とした4教室の経費となります。

2目保健体育施設費の支出済額は、1,381万1,155円でございます。この科目では、保有する体育施設の維持管理に要する費用となります。

ページ、めくっていただきまして、委託料では、木曾川グラウンド、ちびっこ広場の緑化管理と体育館の施設の管理業務を、工事請負費では、小学校の校内にありました旧用務員室の解体の工事を実施しております。

3目学校給食費の支出済額は、4,912万9,804円でございます。この科目では、給食センター運営に要する全ての経費となります。報酬では給食運営委員3名分の報酬、賃金では調理員6名と運搬員1名を、また、ページをめくっていただきまして、米飯給食を提供するための経費を、原材料に関しましては野菜や肉などを購入しております。備品購入では、電気式消毒保管器2台の更新をしてございます。

以上で、平成30年度の一般会計歳入歳出決算認定の所管部分の説明について終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

○委員（伊藤厚紀君） 144ページ、18節備品購入費とありますけど、カラープリンターにおいて、これは何台買ったのでしょうかということを知りたいと、それから、その下、14節コンピューター機器等借上料というところ、30台で年間360万ということなんですけど、リース品であればどこまでが含まれるのかという、パソコン本体だけなのか、メンテからある程度の指導までが含まれるのかという。感覚的に言うと30台を360万だったら、もうちょっと安いパソコンを買っちゃったほうがいいのかという感覚であったりもしたんですけれども、そこら辺をお伺いしたいです。

○教育課長（伊藤正典君） 2点御質問いただきました。

まず1点目、備品購入費、カラープリンター何台かということは、1台でございます。1台購入しております。

また、その上の14節の使用料につきましては、機器の借り上げとメンテが含まれております。指導に関しては、特にございません。価格につきましては、平成30年度で一旦5年のリースは終わっています。5年前に買った機器でありますので、そのときに子どもたちの学習状況、使い方に沿ったパソコンを選定しておりますので、これが適正であるということと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（伊藤厚紀君） じゃ、1点。

カラープリンターなんですけど、用途はどんな用途に使っていますでしょうか。44万9,000円するカラープリンターというのは、いわゆる僕らで言うならお客さんに売るレベルの、僕らの認識の中ではそういうレベルなんですけど、そういったものに使われているようなものを使っているのでしょうか。用途は何のために。

○教育課長（伊藤正典君） これは、使用しているのは小学校で使用しているものでございます。内容は、A3までカラー印刷できるレーザーのカラーということで、価格的にこのような価格になったということでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

○委員（中川和子君） まず、39、40の教育費の学校給食の負担金のところで、収入未済額、議案説明のときには25件で約60万という説明をいただいたんですが、8月31日の時点でちょっと減っているんで、その件数が減っているのかということと、収入未済額と滞納繰越分の関係をどう見ればいいのかということと、それから、44ページの衛生手数料のところで、4万8,000円が入っているんですが、これは亡くなったペットを引き取って町のほうで処分していただけたということ伺ったんですけど、中には町営の斎場をつくってほしいというような要望のお声も以前から伺ってまして、今はそういうものが無煙化でできるということもあるので、亡くなった動物を引き取るだけではなくて、今後として、そういう斎場を考えることはないのかということをお聞きしたいのと、それから……。

○委員長（伊藤好博君） 予算じゃなくて決算ですが。

○委員（中川和子君） でも、来年度の予算に向けて決算で言うことはできますよね。

○委員長（伊藤好博君） 決算の質疑を受けておりますので。

○委員（中川和子君） だから、決算の質疑を来年度に向けてすることはできますよね。できませんか。

○委員長（伊藤好博君） 予算のときにしてください。

○委員（中川和子君） 予算のときじゃ、遅いじゃないですか。

○委員長（伊藤好博君） 予算を含めて決算があるんだから、決算に対しての質疑を今受けておりますので。

○委員（中川和子君） 52ページの民生費の人権啓発活動活性化事業委託金ですが、これは昨年の落語の会に使われたということですが、それだけなのか、もっとほかに使っていることがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） ほかに使っていないかということですか。

○委員（中川和子君） はい。だから、ほかの予算の支出はないかということ伺いたい

と思います。

それから、60ページの源緑輪中から火葬場の水道使用料をいただいているということなんですけど、どのような内容というか、規定でいただいているのかを伺いたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） 雑入の中の火葬場の水道使用料7,110円のことでですね。

○委員（中川和子君） はい。

それと、出のほうに行きますが、84ページのところに行きますが、民生費の社会福祉総務費ですが、いじめ問題の委員会が開催されなかったということはいいことだなと思いつながら、これは大きな事案がなかったのか、アンケートの結果からこのようなことになったのか、その詳細について伺いたいと思います。

それから、92ページですが、長寿医療健康診査費用助成金が96万100円出ていますが、これも申請しないと出ないということで申請用紙も要ることなので、例えば申請しなくても今後できるようにしていただけないのでしょうか。

それから、障がい者福祉費、92、94ページで、後ろの事業報告の中にもさくら作業所の所員の人数が書いてあるんですが、ずっと9名のままで、なかなかふえていかないという状況を町としてはどのように捉えていらっしゃるのかなというのをお教え願いたいと思います。

それから、96ページですが、木曾岬町保育料軽減事業補助金が決算では上げられてきているわけですが、来年度からはこの分がなくなると思うので、この分を今後どうされていくのかということをお聞きしたいのと、それから、98ページの子ども医療費に関してもことし9月から無料化になりますので、その分もどうしていくかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） 決算に対しての質疑をお願いします。

○委員（中川和子君） ですから、決算を含めて質疑をしていると思います。

○委員長（伊藤好博君） 含めてじゃなしに、決算に対しての質疑で受け付けておりますので、よろしくお願いします。

○委員（中川和子君） それから、保育所費のところですが、97ページ、継続費及び繰越事業費繰越額で2,402万6,000円がされているわけなんですけど、中部幼稚園・保育園の改修工事が繰越分としてまた上がってきているわけですが、園児の関係の部分は工事がされているんですけども、大人用のトイレに関してはなぜ今回できなかったのかなというのをお聞きしたいと思います。

それから、保育所……。

○委員長（伊藤好博君） それは予算に上がっていた。

○委員（中川和子君） 何がですか。

○委員長（伊藤好博君） 予算書に上がっていましたか。

○委員（中川和子君） 中部幼稚園・保育園の改修工事ですか。

○委員長（伊藤好博君） はい。大人のトイレの改修は予算書に入っておって、今回上がっていないということですか。

○委員（中川和子君） そういうことではないですが、なぜ……。

○委員長（伊藤好博君） そういうことではないんですね。

○委員（中川和子君） はい。

それから、保育所関係の中で、100ページですが、補助職員の賃金8名分が961万円です。その下の業務委託料685万6,064円、これは派遣の保育の関係の方が2名いるんですが、8名で961万円と2名で685万というのは非常に額の差があると思うので、これは考え方を今回変えたほうがいいのではないかと思います。来年度から変えていただけないかという、ずっと派遣の……。

○委員長（伊藤好博君） 予算ではないので、決算書ですので、その意見をお願いします。

○委員（中川和子君） ですから、予算を含めてと言っているんですけど。

○委員長（伊藤好博君） それは予算のときでしょう。これは決算だから。認めて決算になって、決算の報告ですから。

○委員（中川和子君） それから、106ページの健康かるてですが、母子健康手帳をとるのにマイナンバーが要するというのもかかわっていると思うんですけど、皆さんが皆さんマイナンバーをとってみえるわけではないと思うんですが、この中で母子健康手帳をとるのにマイナンバーを使われた方が何人みえるんでしょうか。

それから、106ページの同じく委託料の中で、乳児健康診査委託料があるんですが、乳児だと4カ月と10カ月だと思って、だから、1歳6カ月は1歳6カ月できちんと載せるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、後ろの事務報告を見ると、3歳児健診のときに聴覚の要検査が5出て、去年は10でしたけど、聴覚の精査が多い状態なので、これは新生児の段階でやるといいということも聞いているんですが、今後、そのようなお考えはないでしょうか。

それから、108ページのがん検診……。

○委員長（伊藤好博君） それは決算の質疑ではありませんので、中川委員に申しあげます。決算の質疑をお願いします。

○委員（中川和子君） 108ページのがん検診ですが……。

○委員長（伊藤好博君） 返事は。ありませんが。

○委員（中川和子君） ですから……。

○委員長（伊藤好博君） 無視するんですか。

○委員（中川和子君） 無視じゃありません。

○委員長（伊藤好博君） それなら、質疑を打ち切りますよ。2回目ですよ。

○委員（中川和子君） じゃ、がん検診の委託料のところですが、615万……。

○委員長（伊藤好博君） 何ページですか。

○委員（中川和子君） 108ページです。

がん検診の委託料のところでは615万3,845円と載っていますが、30年度は事務報告書にその詳細が記載されておりません。例年ですと比べることができるのにできませんでした。なぜ今回事務報告書に記載がされなかったのかをお伺いしたいと思います。

それから、136ページに行きますが、教育委員会のところで、事務局費で特別職、一般職7名分の給料、手当があるわけですが、昨年度は1名職員が懲戒処分を受けています。その中で、懲戒処分の内容が減給が給与の1カ月分ということで、これは多分規定に従ってはやっていらっしゃると思うんですが、低いのではないかと感じて、決められた理由をお伺いしたいと思います。

それから、140ページの輪中教育振興会負担金ですが、2万5,000円……。

○委員長（伊藤好博君） 節は何ですか。

○委員（中川和子君） 19節負担金、補助及び交付金です。その中の2万5,000円があるんですが、輪中教育振興会負担金2万5,000円、これは、今回負担金は納めたんですけども音楽会が開かれなかったということで、来年度以降はどうされるんでしょうか。

それから、戻りますが、138ページの事務局費の11の需用費、児童生徒通学時安全用品購入費ですが、ヘルメットの購入に充てられているわけですが、これが本当に通学時の安全用品になり得るのかということで見直しをしていただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） それは予算でしょう。何回言われたらわかるんですか。

○委員（中川和子君） わかりました。

小学校費のところに行きますが、142ページの学校管理費の非常勤講師賃金と……。

○委員（伊藤律雄君） 議長、一遍とめて説明を求めます。

○委員長（伊藤好博君） まだありますか。

○委員（中川和子君） はい。

○委員長（伊藤好博君） どのぐらいありますか。

○委員（中川和子君） 教育費なので、あともう少しです。

○委員長（伊藤好博君） じゃ、どうぞ。もう一度、ページからお願いします。

○委員（中川和子君） 小学校費の学校管理費、142ページです。賃金の中で非常勤講師賃金、少人数学級と学習支援員で8名分、それから、介助員の賃金で3名分ということですが、3名と8名で非常に開きがあるので、もうちょっとどういう内容なのかを詳しく教えていただきたいと思います。

それから、146ページのブロック塀、これは中学校ですね。中学校費、15節の工事請負費で、ブロック塀撤去工事で79万9,200円が出されておりますが、これはこれとして、その後、PTAのほうで通学路にあるブロック塀の調査をされて、こういうとこ

ろが危ないんじゃないかという要望が出されているはずなんですが、そのところについては……。

○委員長（伊藤好博君） その報告はなされておられません。決算書にはありません。決算書の質疑をお願いします。

○委員（中川和子君） なぜないのかというのを聞きたいんですが。

○委員長（伊藤好博君） もう一度注意されたら、発言を停止します。

○委員（中川和子君） ちょっと戻りますが、小学校費の……。

○委員（伊藤律雄君） 委員長、時間が長いですので、次へ行ってください。

○委員（中川和子君） ちょっと待ってください。

144ページ、学校管理費の、戻りますが、扶助費の準要保護児童就学援助費ですが、20名ということで大変ふえていると思うんですけども、確認をしたいんですが、これは入学説明会のときにお知らせして、入学後に再度説明されるということなんですけど、支給というのは何月にされたんでしょうか。

それと、小学校の場合は、今回手渡しなのか、振り込みだったのかを聞きたいと思います。

それから、入学説明会のとき、準要保護の認定を受けるのに申請をしても必ず認定されるとは限らないというような書かれ方をしているので、それは不適切ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

それから、152ページ、社会教育総務費の町民ホールイベント委託料165万6,440円の中の西川氏の講演ですが、98万円ぐらい決算で出されているんですが、講演会自体としては成功したと思うんですが、9月議会に上がってきて、11月に30周年記念事業としてやるというのは、それは附帯決議で可決はされたんですが、やっぱり補正予算としてはいかがなものであったのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

〔「これだけ1人だけの発言、委員長、とめよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（中川和子君） もう後1点だけです。

158ページの学校給食費のところ、学校給食補助調理員賃金6名分となっておりますが、昨年度も調理員の異動というか、変動がなかったのかをお伺いしたいと思います。

それから、最後です、160ページの米飯給食委託料とお米代を合わせると540万という多額の金額になっておりますが、今後もこういう委託の仕方をしていくのか。給食センターを改修して、給食センター内でできるほうにしたらもっと決算で……。

○委員長（伊藤好博君） ちょっと待ってくださいよ。原材料の話でしょう。

○委員（中川和子君） 原材料と米飯給食委託料と、両方です。合わせるとということ。

○委員長（伊藤好博君） それ、今のもう一回言ってください。質問の内容がわからないんですよ。米飯代と米飯給食で。

○委員（中川和子君） 学校給食費の米飯給食委託料とお米代で540万5,347円か

かっているんですけど、お米代はいいとして、米飯給食を委託するよりもセンターで炊いたほうが安く上がるのではないかとということを申し上げたんですけど。

○委員長（伊藤好博君） だったら、それが質疑でしょう。なぜそうしたかというのが、委託したかというのが聞きたいだけでしょう。質疑は質疑で、ちゃんと質疑らしくしてくださいよ。明朗にしてもらわないと、答えてもらわないかんで。以上で終わります。ありがとうございます。

それでは、たくさんありましたが、決算でありますので、そのような回答でお願いしたいと思います。まず、順番に。

○住民課長（山田克己君） まず、44ページの歳入の2目の衛生手数料の4節の動物死骸処理手数料の4万8,000円は、12頭分ということで1頭4,000円で動物の死骸処理を受け入れたものでございます。

ここは以上でございます。

次に、60ページの雑入のところでございますけど、火葬場水道使用料、源緑輪中地区から受け入れているのは、火葬場と源緑輪中の墓地は一緒になっていまして、水道は1個しかありませんので、その2分の1を源緑輪中地区から受け入れたものでございます。

以上です。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、84ページをお願いします。

84ページの民生費のところの報酬の7万5,000円の件ですが、こちら、木曾岬町のいじめ問題の調査委員会の報酬で、支出はなかったんですが、これには木曾岬町のいじめ問題調査委員会条例というのがあります。その条例に基づいて委員会を開催する必要がありませんでしたので、支出がございませんでしたということで御理解いただきたいと思えます。

次に、94ページをお願いします。

こちらは、先ほど扶助費のほうのことで、B型の就労の継続支援のさくら作業所の人員のことで御質問があったかと思うんですが、確かに今、さくら作業所は9名の現状でございますので、御理解いただきたいと思えます。

次のページの96ページの児童福祉総務費のところの負担金、補助及び交付金のところで、木曾岬町保険料軽減事業の補助金の件で、3歳、4歳児の軽減補助金です。こちらにつきましても、保育無償化になった場合ということなんですが、30年度につきましてもこのような形での軽減事業補助金が決算としてありましたので、御理解いただきたいと思えます。

次に、100ページをお願いします。

100ページのところで、保育所費ですが、一番上の賃金の保育所職員賃金と委託料のところの業務委託料の保育所の派遣の職員の2名分の委託料でございます。この金額が余り差がないというようなお話だったかと思えますが、保育所の補助職員なんですけど、8人

分なんですけれども、フルタイムの方ばかりではないので、パートタイムになっている、部分な時間の働き方をされているので、人数的には8人という形なんですけど、1人当たりが少ないのでこのような形で、2人の派遣の委託料とは大きな差が出てきていないというのは、現状はあるかとは思いますが。

次のページ、102ページのところの一番上の上段のところに、平成29年度繰越分で中部幼稚園・保育園の改修工事のほうを実施させていただきました。こちらにつきましては、設計当初から大人用のトイレというのは改修に入っていませんでしたので、設計書どおりに工事のほうをさせていただいたということで御理解いただきたいと思っております。

次に、106ページをお願いします。

106ページの母子保健衛生事業費のところの委託料の電算委託料でございます。こちらは健康管理システムの健康かるての利用料で231万9,000円とあります。こちら、先ほどマイナンバーの利用率というお話があったんですが、マイナンバーも含めてなんですけど、実際にこの健康管理システムでは、予防接種、母子保健、各種がん検診、特定健診という、これをそれぞれの項目を個別管理するシステムとなっておりますので、そのシステムにあわせてマイナンバーもあるということですので、そのあたりもマイナンバーばかりのシステムではないということで御理解いただきたいと思っております。

次に、乳児健康診査の委託料の内容は、補佐のほうから説明させていただきます。

○福祉健康課長補佐（佐藤信恵君） 乳児健診の委託料に当たりますが、こちらの委託料として上がっているものについては、個別で医師会さんと契約をさせていただいているのが先ほどもおっしゃっていただきました4カ月児、10カ月のほうが完全委託になっておりますので、そちらの費用になります。

こちら、3歳しか載っていないということなんですけど、3歳で使われるのは集団健診で異常がありましたお子さんについて精密健診ということで、聴覚検査ですとか目の検査に行っていただく場合にこちらの委託料が発生します。ですので、1歳半と3歳の一般の健診はまず集団健診というのを行いますので、そちらの費用については8番の報償費のほうで医師、看護師等の費用を見ております。

なので、事務報告のほうにも上げさせていただいておりますが、費用が発生していないのではなくて、集団の方式と委託方式ということで、内容が違うということで御理解いただければと思います。

あと、40ページのほうの事務報告のほうに詳細の4カ月児、10カ月児の医療機関委託の人数、あと、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査の人数等については記載しておりますので、またそちらをごらんください。

あと、もう一点ですけれども、3歳児健康診査の聴覚の精密検査の人数が多いのではないかとということなんですけど、こちらについては、まず1次審査としまして、健診のほうに問診票というのがございまして、それをその場では聴覚検査はざわざわしておりますし、

機械もないということで、検査ができないので、まずアンケートでスクリーニングというのを行います。その中で、決まった項目にチェックがついた方について精密検査をするという規定に国のほうで決まっております、そちらを医療機関さんのほうでまず医師に見ていただきまして、カルテから読影して、さらに、そこで精密検査をきちんと受けなさいという指示があった方5名について検査をします。

これは疑いの場合も出ますので、実際にほとんどの方が聴覚で異常はないんですけれども、例えば耳のほうですと小さいお子様は中耳炎等を起こしますので、そういったもので聞えが一時的に悪くなっている場合もありますので、きちんとしたものを医療機関で見るために疑いの方も含めて検査に回りますので、若干、聴覚検査の委託件数がふえているかと思えます。

以上です。

○福祉健康課長（松本 大君） 108ページのほうをお願いしたいと思います。

108ページの成人等の保健事業費の委託料のところのがん検診委託料の内容なんですが、こちら、先ほど事務報告のほうでがん検診の内容が記載がないということでしたが、事務報告自体が規定でこのように載せるというのがないものですから、今回またこういうような御意見をいただいたので、参考にさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） まず、39、40ページの給食の未納の関係でございます。5月末で25名という説明をさせていただきまして、今回8月末では4名の方が未納となっております。

滞納分の内訳はということですが、これは29年度までの部分という解釈でよろしいですか。

それでは、29年度までの分の滞納額ですが、30年度の当初は30万9,676円でございます。これが31年の5月末の出納閉鎖で26万5,000円になっております。この8月末で17万6,800円というような経緯で収納をしておる状況でございます。

続きまして、136ページ、職員の給料の関係で、これにつきましては率が低いのではというような話がありましたけど、これは町のほうで決められた部分の減給をしております、そのことにつきましては議会さんのほうにも報告させていただいたとおりでございますので、御了承願ひします。

次に、138ページ、11節需用費の児童生徒通学時の安全用品の購入費ということで、これにつきましては小中学校のヘルメットを購入しております。頭を守るのが一番大事ということを考えてヘルメットを購入しておりますので、そのことを御了承をお願いしたいと思います。

次に、140ページでございます。

19節の負担金、補助及び交付金の輪中教育の振興会の負担金でございます。これは来年度も引き続きあるかというようなことでございます。確かに輪中でやった音楽会は中止というか、やっております。しかしながら、輪中の中で取り組んでいる学校の先生方の取り組み等々については引き続きやっておりますので、この負担金は31年度も予算にはございます。

続きまして、142ページでございます。

賃金で、非常勤の講師の賃金と介助員さんの賃金の内容をということでした。非常勤の講師の賃金は、学校の非常勤講師の賃金であります。必要なときに来ていただくというような割り振りで賃金を設定しております。また、介助員さんにつきましては、学校が基本的にあいているときには介助員さんはいていただくような格好をとっておりますので、このような決算内容の数字という結果でございました。

続きまして、144ページでございます。

144ページの20節の扶助費、準要保護の方の支給月はということで、支給月は町から学校に渡すのが9月と2月という支給月でございます。学校の必要経費もありますので、学校のほうで差し引いて対象者のほうには支払いをさせていただいております。小学校につきましては、振り込んだのか、手渡しだったのかということは、今、私は存じませんので、どういった方向かということはまた確認させていただきます。

続きまして、146ページ、工事請負費のブロック撤去の工事で、PTAが点検はどうなったかという質問だったと思います。

小中学校ともPTAの点検を通学路でしていただきました。多くが民地側が危険だというようなものでございます。通学路沿線のブロック塀等の注意喚起は、三重県の建設事務所なり、町の建設課、危機管理課等から注意喚起をしておるような状況でございますが、あくまで民地ということで、なかなか行政が介入するということは難しい状況となっております。

次に、152ページの委託料、西川ヘレンの委託料につきましては答弁を差し控えさせていただきます。

158ページ、給食の調理員の賃金、変動はなかったのかということで、賃金は年間を通じて6名の調理員の賃金を支払いしております。年内にはやめた方もいます、また、復帰された方もいますので、総トータルで6名ということでございます。

また、委託料と原材料、合わせて540万ほどでちょっと高いのではないかと、この方法を考えたほうが良いということですが、現在の給食センターではなかなかご飯を炊飯するようなスペースがございません。センターでやろうと思うと大がかりな施設の更新ということが必要になってございますので、現在のところは、センターでの自炊については考えはございません。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 1つ回答を忘れました。92ページですが、92ページの備考欄の上のほうに、長寿医療健康診査費用助成金でございますけど、課税の方に500円助成とか、非課税の方は200円還付なんですけど、申請があった方にお支払いするんですが、これが自動申請にならないかということなんですけど、この場合、そうなるとシステム使用料がかかりますので、現在、紙の申請というか、それで対応させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 準要保護の関係で、必ずしも支給されるわけではないという表現が不適切ではないかという御質問なんですけど、準要保護につきましても所得要件がございますので、申請をされても支給されるわけでもないということの注意書きというか、お知らせということで書かせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 99、100ページの保育所費の補助職員の方と、それから派遣の方ですが、補助職員の方はフルタイムの方とそうじゃない方がいるということで、派遣の方の形態はどうなっているのかをお聞きしたいのと、それから、142ページの小学校の学校管理費の非常勤講師と介助員の賃金のところで、いる時間が違うということで伺いをしたんですけれども、介助員さんについては学校があいているときはいていただくのかということなんですけれども、学校があいているときは全て業務に携わってみえるのかなというのを確認したいと思います。

それから、146ページのブロック塀の関係で、小中のPTAでブロック塀の民地のほうが危ないということ調査されたということなんですけど、それで、広報の中にも注意喚起が載っていますが、何せ民地のことなので行政が介入できないということは伺いをしたんですが、これは建設課のほうの話かともなるんですが、なかなか私有地のことでは難しいと思うんですけれども、町で補助をある程度出せばそういうことも進んでいって、通学路も安全なものになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから、158ページの緑化管理料、保健体育施設費の緑化管理委託料で、除草剤を使っているという事で何種類か教えていただいたんですが、安全性に関してはどこまで把握されているのかなというのを伺いたいと思います。

それから、158ページの学校給食費の中の学校給食補助調理員賃金で、出たり入ったりはあるけど、6名は年間確保したということですが、学校給食に関しては全員が補助調理員という形でいらっしゃるわけですが、教育費に関しては毎年800万から900万の不用額が出ているので、そういうことを考えれば、本当に長い方なんかは補助職員ではなくて正規の職員とするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 100ページのほうをお願いします。

100ページの保育所費の業務委託料の保育所への派遣の職員の2名の方についてですが、1名が保育士の資格を持った方で、もう一人は無資格の方、2人、派遣のほうで保育所のほうへ行っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） まず、142ページの介助員さんの賃金について、介助員につきましても、子どもたちがいるときにつきましても学校のほうに来ていただいております。基本的には介助員の業務のほか、介助が必要でないときもありますので、そのときにつきましても介助の勉強なり、個々でしているというようなことで理解しております。

また、158ページの委託料の関係です。緑化管理の中で、除草剤を使って芝生の管理を一部しておりますが、このことにつきましては、建設課のほうに業務の発注委託をしております。その中で、使用する除草剤なり、実施する業者、日にちというのを私どもも確認はしておりますが、除草剤の使用に当たる業者との確認事項やら安全性のほうに関しましては、建設課のほうには一任しておりますので、私どもが安全性の確認というところまではしていないというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

○委員（中川和子君） 先ほどの保育園の派遣の方の関係ですが、1人が資格があって、1人がないということで、当然委託料が違ってくると思うんですが、委託料の内訳を教えてくださいませんか。だから、2人分ということでしょう、685万だから。1人は資格があって、1人は資格がないということだから、当然、委託料にも差があると思うんですけどということで、内訳を教えてくださいたいんですが。

○委員長（伊藤好博君） 単価だけでもいいですよ。

○福祉健康課長（松本 大君） 確認をすぐします。

○委員長（伊藤好博君） また後で報告ということで。

ここでお昼の休憩にしたいと思います。午後は13時30分、1時30分からいたします。よろしくをお願いします。

午後 0時 4分休憩

午後 1時30分再開

○委員長（伊藤好博君） それでは、昼の休憩を解きまして、委員会に戻します。

ただいま審議しております議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分を議題といたします。

ほかに御質疑がある方は御発言ください。

○福祉健康課長（松本 大君） 100ページの保育所費のところなんですが、先ほど業務委託料のところ、派遣の保育士の件で単価は幾らなのかという御質問に対してなんで

すが、先ほど言いましたように、資格ありの方1名、資格なしの方1名なのですが、まず、資格ありの方につきましては、1時間あたり1,850円です。資格なしの方は1,450円でございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 午前中に中川委員のほうから御質問があった件です。144ページの扶助費の準要保護の支給に関して、支給方法をどうしているかという御質問であったかと思えます。確認をとらせていただいて、小学校のほうからは支給は手渡しということで確認をとりましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。

ほかに御質疑のございます方はございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第46号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

○住民課長補佐（村上 強君） 議案第46号でございます。

平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、決算書11ページ、12ページをお開きください。

平成30年度木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書でございますが、まず、歳入につきまして、1款国民健康保険料から9款諸収入までの8つの款とそれに付随する12の項で構成されており、その予算現額は総額で8億5,856万7,000円、調定額9億706万7,343円に対し、収入済額は8億4,940万6,171円、不納欠損額492万2,587円、収入未済額5,273万8,585円の決算となりました。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

歳出でございますが、1款総務費から10款予備費までの9つの款とそれに付随する19の項で構成されており、その予算現額は歳入と同額の8億5,856万7,000円、支出済額は8億3,553万9,628円で、不用額は2,302万7,372円の決算

となりました。

それでは、168、169をお開きください。

歳入でございますが、事項別明細書により説明をさせていただきます。

主要な部分について説明させていただきます。

1款国民健康保険料、1項1目一般被保険者国民健康保険料では、収入済額1億8,044万7,378円、不納欠損額492万2,587円でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険料では、収入済額217万7,024円、不納欠損額はございません。区分として保険料を、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年分及び滞納繰越分として受け入れたものであり、内訳については記載のとおりでございます。

なお、収納率でございますが、現年分で94.64%と昨年より2.28%の上昇、滞納繰越分についても16.50%と昨年より2.45%の上昇となり、毎月の臨戸訪問などによる滞納整理の強化により、収納率の向上を図ったものでございます。また、不納欠損額の492万2,587円については、行方不明や出国などにより時効を迎えたものでございます。

次のページをお開きください。

5款1項1目保険給付費等交付金の1節普通交付金では、収入済額5億6,742万5,871円でございます。平成30年度からの国保の広域化により県が財政運営の責任主体となったことから、当該年度医療費の全額相当分を県から受け入れたものでございます。

次に、7款1項1目一般会計繰入金では、収入済額5,997万9,424円でございます。内訳として、保険基盤安定繰入金については、国保会計の安定化を図るため保険料軽減分、保険者支援分をそれぞれ繰り入れたものであり、一般会計繰入金については、国保財政を支援するための事務費や医療費助成金を繰り入れたものでございます。

次に、2項1目運営準備基金繰入金では、基金から800万円を取り崩し、過年度医療費の償還金に充当したものでございます。

次に、9款諸収入でございますが、次ページをお開きください。4項6目療養給付金等交付金の収入済額337万8,660円は、前年度の退職者療養給付費の精算に伴う追加交付金でございます。

次に、歳出でございます。

次のページをお開きください。

同じく、事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳出につきましても主要な部分について説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費では、支出済額559万5,731円、2項1目賦課徴収費では、支出済額133万9,668円でございます。この科目では、国保会計の経常的な事務経費を支出しており、内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費では、支出済額4億8,001万6,506円でございます。この科目では、一般被保険者、年にして74歳までの医療費の保険者負担額を支出しており、平成30年度末の被保険者数は1,668人、負担額の前年度比較では951万5,422円の増、率にして2%の増となりました。

次のページをお開きください。

2目退職被保険者等療養給付費では、支出済額715万3,752円でございます。この科目では、退職者医療制度加入者の医療費の保険者負担額を支出しており、平成30年度末の被保険者数は6人、負担額の前年度比較では934万4,860円の減、率にして56.6%の減でございます。これは、平成26年度に退職者医療制度が終了したことから、終了前の被保険者が65歳になるまでの間、毎年、被保険者数が減少することによるものでございます。

3目、4目については、一般被保険者、退職被保険者に係る柔整治療や補装具等の保険者負担額を支出しております。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費では、支出済額6,794万8,739円でございます。この科目では、一般被保険者の高額療養費を支出しており、前年度比較では504万8,130円の増、率にして8%の増でございます。

2目退職被保険者等高額療養費では、支出済額199万7,100円でございます。この科目では、退職者医療制度加入者の高額療養費を支出しており、前年度比較では105万2,658円の減、率にして34.5%の減でございます。

次ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金では、支出済額は2億4,449万8,863円でございます。この科目は、平成30年度からの国保広域化に伴う新設科目で、前々年度医療費などに基づき、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に分けて納付するもので、市町が徴収する保険料相当額となるものでございます。

次に、6款1項1目特定健康診査等事業費では、支出済額712万2,446円でございます。次のページをお開きください。この科目では、国保被保険者の特定健診と特定保健指導に要した経費を支出しており、主なものとしては、健康特定健診に係る医療機関への委託料や健診データ管理委託料であり、その他は備考欄記載のとおりでございます。

次に、9款1項3目保険給付費等交付金償還金では、支出済額802万3,014円でございます。過年度医療費の国庫支出金の確定による償還金でございます。

以上が事項別明細書の主な説明でございます。

184ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億4,940万6,171円、歳出総額8億3,553万9,628円、歳入歳出差引額1,386万6,543円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、

実質収支額は差引額と同額の1,386万6,543円となりました。

185ページに移ります。

財産に関する調書でございます。

国民健康保険運営準備基金の運用状況でございますが、前年度末現在高が1,058万2,370円に対し、年度中の取り崩し額は800万円、利息の積立額が1万593円となり、年度末現在高は259万2,963円となりました。

以上が平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑がある方は御発言ください。

○副委員長（鎌田鷹介君） ページ数、180、181ページの8款公債費、1項1目の利子についてなんですけれども、これについては3月の修正に上げられなかったのかということをお聞きいたします。

○住民課長（山田克己君） これは国保事業の運営資金の不足によってお金を借りたものでありまして、3月補正には間に合わなかったということで予備費から流用させていただいたものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑はございませんか。

○委員（伊藤厚紀君） じゃ、180ページのところで、7款積立金なんですけれども、同じく予備費から充当されているんですが、積立金というのはわかっているものではないのでしょうか。予備費からなぜに流用したのでしょうか。同じことを聞いていますでしょうか。

○住民課長（山田克己君） 当初では計算して7,000円上げていたわけなんですけど、取り崩しとか利息の状況によって変動があったということで、補正対応というよりも予備費でそのときに対応させていただいたものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑はございませんか。

○委員（伊藤厚紀君） じゃ、169ページの不納欠損額についてなんですけれども、できる限りの努力というのはどこまでしていただいたのでしょうかということお伺いしたい。出国と行方不明ということなんですけど、例えばある程度滞納して個別訪問してもらった段階で入国管理局に連絡したりとか、滞納していますとか、あと、行方不明者は本籍をさらってやったりとか、あと、住所、転出は当然住民課なので把握していると思うんですけども、そういったどこまでの努力をしていただいたのでしょうか。

○住民課長（山田克己君） 個別臨戸訪問につきましては、これまで対応が少なかったということもありましたので、今年度から強化させていただきまして、毎月月末に行ってお

ります。ほかの事務をやりながらその中で転出された方の住所照会とかをかけているんですが、そこへも通知を出しているんですが、遠いということもあってなかなか行けないところもあります。そのうち期間が過ぎていって時効を迎えるというのが現状でございますので、これからもその辺を強化していきたいと思いますので御理解いただきたいのと、あと、入国管理局とかは国の機関ですので、なかなか調査が難しいところもあります。その辺も今後対応ができるのかどうか調べて進めていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） 30年度は3%近い回収上昇ですよ。2.8%やろう。えらい上昇率やなと思って。

○住民課長（山田克己君） 今回2.28%上昇させていただきましたので、今後も続けていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

○委員（中川和子君） 171ページの3節の一般会計繰入金で、事務費なんかに充てられる、これは法定内繰り入れだと思んですが、30年度法定外繰り入れはどうなったんでしょうか。

それから、同じページの繰越金、昨年から大きく減少していますが、この要因を教えてください。

それから、175ページですけど、レセプト点検臨時職員の賃金が毎年上がっているわけですが、レセプト点検職員さんは同じ方ですとやっていらっしゃるのか、何年かかわっていらっしゃるのかを教えてくださいたいと思います。

それから、実質収支のところ、財産に関する調書の中で、決算書のほうにも出てくるんですが、基金が260万円ぐらいしかないということで、今後、基金についてはどう考えていかれるのかということと、あと、30年度は保険料の賦課限度額が引き上げられましたが、それに関する国保の方への影響はどのようになっているのかということと、それから、保険料の中の応益割と応能割があるんですが、ここ5年で一番高い率に応益割がなっているんですが、その要因を教えてください。

あと、それから、事業報告の中で、101ページになるんですけど、保険給付状況で医療給付の状況というところがあって、食事療養が一部負担金がマイナスになっていて、保険者負担金はその分プラスになっているという、こうなった理由を教えてください。

それから、実質収支に関する調書なんですが、これはほかのところにも出てくるんですが、6番目の実質収支額のうち地方自治法、次、第がずっと抜けているので、今後は第を入れて、第233条の第が抜けていますので、どの会計も入れていただくようお願いいたします。

以上です。

○住民課長（山田克己君） まず、一番最初の171ページの一般会計繰入金でございますが、法定外繰り入れは当初1,000万を予定していたんですけど、最後、医療費が伸びまして800万追加して、1,800万を法定外繰り入れさせていただきました。

2つ目は繰越金の関係ですか、繰越金がなぜ減っていたのかというのは、医療費が伸びてきている関係で繰越金が減っていったということでございます。

次、3つ目が、175ページのレセプト点検員さんの賃金のことで聞かれて、同じ方でやっているのかということでございますけど、今回30年度から新しいレセプト点検員さんにかわっていただいております。その前は6年間やられまして、その方は退職されたもので新しい方をお願いしています。

次、4番目の185ページの財産に関する調書の基金が259万と少なくなったがどうかということなんですけど、国保広域化により財政というか、そのことはみんな県で行うことになりましたので、過年度の精算、国の交付金、それは県で行うことになりますので、今後は次年度で精算することはなくなってきます。ですので、これを崩してそれに充てることは今後なくなりますので、ここからそれを活用することはなくなります。

また、保険料で、もしか医療費が下がってもらい過ぎになった場合は基金に積み立てることがありますので、そのための基金で今後運用していきたいと考えております。

保険料の料率の引き上げのことでございますが、31年度から料率は上げさせていただきます。これは決算ですので、30年度のことでございますが、31年度については国保の方の所得状況とか、医療費の状況とか、算定いたしまして、31年度は、25年度に引き下げさせていただいて据え置きですと来ていますので、6年ぶりに引き上げさせていただいたものでございますので、必要に応じた保険料で今後考えていきたいと思っております。

○委員（中川和子君） いやいや、30年度の賦課限度額の引き上げのこと。

○委員長（伊藤好博君） 自由発言はやめてください。

○委員（中川和子君） いや、今、1つ目の私の質疑に対して違うことを言ってみえたので。

○住民課長（山田克己君） 済みません、賦課限度額の引き上げですね、医療費分とか、そういうものの。それは国の法律に従って全国的な方針ということで、それに従って上げさせていただきます。

村上補佐のほうから7つ目の件は回答させていただきます。

○住民課長補佐（村上 強君） 事務報告書101ページの上段部分、医療給付の状況について、一般被保険者の療養費等の食事療養、保険者負担分が2万750円、一部負担金が三角の2万750円につきましてはどんな事情かと申しますと、窓口で入院時食事代を払われた方が見えるんですが、その方について、所得区分によって本来払うべき金額が1食当たり50円安かったんですが、それに対する手続きが病院に対して提示できなかったた

めに、本来よりは高目の金額を払われた方が役場窓口で手続することによって差額を支給したという内容になっています。通常のコ費用を病院さんに払ったので、国保の窓口で申請して本来の額の差額を2万750円を受け取られたという分で、保険者負担分が2万750円、ここで療養費として出てきまして、一部負担金というのは被保険者の方が病院窓口で負担することを一部負担金と言うんですが、その部分が減ったという、そういった内容になっております。

○住民課長（山田克己君） 応益割、応能割の話があったと思いますけど、これは30年度につきましては据え置きでずっと来ていますので、その関係で事務報告書の100ページに資料を年次ごとに載せているんですけど、30年度は応能割のほうが50%を切っておるんじゃないかということなんですけど、これについては相当分ですので、据え置きできたということでこのような割合になったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

あと、もう一つの実質収支のところの地方自治法の第が抜けていましたので、これは今後入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 先ほどの171ページの一般会計の繰入金のところ、法定内のものと法定外で1,800万入れたと伺いましたけど、私、見つけられなかった、1,800万というのはどこに記載されているのかをお伺いしたいのと、それから、先ほどの賦課限度額が引き上げられた、国からのというのはもちろん承知しているんですけど、よく中間所得者層に対して緩和政策でやるというのを伺っているんですけど、本当に引き上げることによって中間所得者層にいいふうというか、その方たちの利益というか、そういうふうになっているのかというのを伺いしたいのと、それから、応益割、応能割ですけど、据え置きをしたのでこのパーセンテージになっているということですけど、据え置きというのはモデル世帯ですよ。モデル世帯の場合に据え置きとなっているので、多分、モデル世帯を外れた方もいらっしゃると思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○住民課長（山田克己君） 今の法定外繰り入れなんですけど、170ページ、171ページの一般会計の繰入金の中に1,800万が入っていますので、内訳は特にここには載っていませんが、その中に1,800万が入っております。あとは、事務費の繰入金とかがありますので、合計するとその金額になるものでございます。

あと、限度額の引き上げでございますが、それをするによって限度の高所得者の方、その方からもらうお金が単純に考えるとふえますので、それが中間所得者層の緩和というか軽減というか、そういうのにつながるという考え方ですので、よろしく願いいたします。

もう一つ、応益割、応能割のことでしたか。済みません、もう一度。

○委員（中川和子君） 今回、応益割、応能割で応益のほうが多かったのは保険料率を据え置いたからこうなったという言われ方でしたけど、据え置きに関しては一応モデル世帯の場合は据え置きになっていますよね。だけど、モデル世帯でない場合にはやっぱり、だから、上がったたり下がったりかなと思って、そののところはどう判断したらいいのかなと思って、ちょっとわからないんですけど。

○住民課長（山田克己君） 応益割、応能割は、保険料率を変えなかったので少しずれることもありますけど、モデル世帯が変わることがないということでもないので、モデル世帯はモデル世帯でありまして、それによって料率が変われば変わりますし、料率が変わっておりませんのでモデル世帯は変わらないと思いますね。その辺の考え方で御理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

○委員（中川和子君） 先ほどの賦課限度額の引き上げは高額所得者の方が払っていただけるということですけど、ボーダーラインの方なんかは結局どうなるの、引き上げになっちゃうんじゃないんですか。今まで払わなくて済んでいたものが、やっぱり結局それによって払うことになってしまいます。

○委員長（伊藤好博君） 質問の内容がちょっとわからんのやけど、もう一度お願いします。

○委員（中川和子君） なので、賦課限度額を引き上げることによるボーダーラインの方の影響、今まで払わなくて済んだ方が払わなきゃいけないことへの影響です。

○住民課長（山田克己君） 賦課限度額というのは、大体でいいますと所得で1,000万近くの方が賦課限度額の境目にいる方なんです。その方のところを上げていくということで、その方からよりもらおうということですので、あと、低所得者が下にいますけど、その間にあるのが中間所得者層ですので、ボーダーラインがどこかというのはなかなか難しい話だと思うんですね。その辺が緩和するとか、そういうことですので、その辺で御理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤厚紀君） もう一度、不納欠損額についてお伺いします。

不納欠損になった要因が出国と行方不明ということの理由説明だったんですけど、パーセンテージがわかれば、出国が何件、それから行方不明が何件ということを知りたいのと、それと、あと、500万円近い不納欠損を出すんだったら、パフォーマンスは悪くても、忙しいのであれば業者さんに丸投げしてしまう。パフォーマンスが悪いというのは、業者さんに払ったお金と入ってくるお金というののパフォーマンスは悪いのかもしれませんが、何がそこでしたいかという、まともに払っている人との公平性を保つという意味で、そういうふうにしていったらどうでしょうか。

○住民課長（山田克己君） まず、先ほどの不納欠損の件数が出ていますので、それを報

告させてもらいます。

全部で30件不納欠損しています。転出、行方不明がほとんどで26件、出国が2件、生活保護に行かれた方が1件、死亡が1件でございます。

2つ目の業者委託したらどうだということなんですけど、経費もかかるということもあるんですが、今、税金のほうが県の回収機構というところに委託できるようになっております。保険料は今はできない状況でございますので、その辺もできるように要望していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思いますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第47号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

○住民課長補佐（多賀晶子君） では、議案第47号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次に、平成30年度決算書の15、16ページをお開きください。

平成30年度木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料から5款繰越金までの5つの款とそれに付随する6つの項で構成されており、その予算現額は総額で1億3,824万2,000円、調定額は1億3,684万7,893円に対し、収入済額は1億3,680万3,641円、不納欠損額はなく、収入未済額は4万4,252円の決算となりました。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費から5款予備費までの5つ款とそれに付随する6つの項で構成されており、その予算現額は歳入と同額の1億3,824万2,000円、支出済額は1億3,512万1,011円で、不用額は312万989円の決算となりました。

次に、事項別明細書により説明をさせていただきます。

186、187ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額5,680万7,572円、不納欠損額はなく、収入未済額は4万4,252円です。保険料収納率は、特別徴収・普通徴収保険料の現年度分が99.83%となり、前年度より0.11%の減となりましたが、過年度分は完納し、収納率100%となりました。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料は、1件80円の督促手数料を91件受け入れ、収入済額は7,280円です。

次に、3款繰入金、1項1目事務費繰入金では、収入済額は927万9,924円です。これは後期高齢者医療広域連合への共通事務費と、この特別会計の一般事務費相当分を受け入れたものです。

2目保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療会計の安定化を図るため、保険料の軽減相当額に対し、県と町の負担分を繰り入れたもので、県が4分の3、町が4分1で、収入済額は1,282万3,108円でございます。

3目療養給付費繰入金は、後期高齢者医療費の町負担分、12分の1を受け入れたもので、収入済額5,632万7,393円です。

4款諸収入、5款繰越金は、明細のとおりでございます。

次に、歳出でございます。

次のページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、支出済額239万3,503円で、後期高齢者医療会計で支出する経常的な事務経費を支出しており、主なものとして委託料の電算機器の委託料であり、30年度は保険料の軽減特例の見直しによる電算システム改修委託料97万8,000円が増額となっておりますが、これは100%の補助事業となっております。

2項1目賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に要した経費を支出しており、主なものとしては、需用費では納付書の用紙代、委託料では納付通知書の作成委託料で、支出済額108万3,421円です。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額は1億3,162万4,670円です。この科目では、後期高齢者医療広域連合へ対象被保険者924人に対する負担金を支出しており、内訳は備考欄記載のとおりでございます。

次に、3款諸支出金は、支出済額1万9,417円です。これは対象者10名の過年度分保険料の還付金です。

4款公債費及び5款予備費については、支出はございません。

以上が事項別明細書の説明でございます。

次に、実質収支に関する調書でございます。

次のページをお開きください。

歳入総額1億3,680万3,641円、歳出総額1億3,512万1,011円、歳入歳出差引額は168万2,630円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、差引額と同額の168万2,630円となりました。

以上が平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のあります方は御発言ください。

御質疑はございませんか。

○委員（中川和子君） 187ページですが、後期高齢者医療保険料の中の現年度分、収入未済額が7万4,953円とありますが、昨年度よりかなりふえているのでその要因と、それから、189ページのシステム改修委託料、軽減見直しにかかわってくるものですが、済みません、先ほど何の補助事業と言われたのか、ちょっと聞き取れなかったので、もう一度お願いをしたいのと、軽減見直しが後期高齢者の方にとってどのような影響が出てくるのかということをお伺いしたいのと、それから、事務報告書の中の104ページなんですが、被保険者の状況についてで、低所得1該当者と低所得2該当者がふえているんですが、これはどのように見たらいいのでしょうか。後期高齢者制度も30年度で10年を迎えますが、10年やってきて、どのように後期高齢者制度については捉えていらっしゃるのでしょうか。

○住民課長（山田克己君） まず、1つ目の187ページの保険料の収入未済額が三角の3万701円となっておりますのが、これは未済額がふえたというよりも取り過ぎた分でございますので、年金で特別徴収している方がちょうど決算のときに亡くなるとすぐにはお返しできないもので、その分が翌年度へ繰り越していく。ですので、三角というのは取り過ぎておるということで、これは返していくという保険料でございますので、その辺で御理解いただきたいと思えます。

次の189ページのシステム改修の委託料でございますけど、先ほどの国保と同じような形なんですけど、後期高齢者のこういうしおりがあるんですけど、ここの中に載っておりますけど、普通は7割軽減の方が、所得が低い方については9割、8.5割軽減になっているわけなんです。それが本則ですと7割軽減なんです。それが今回見直されて、この2年の間にそれを7割に戻していくということでございますので、これも国保と同じようなことです。ですので、消費税が上がる10月にまた年金の給付金がありますので、それのほうで措置していくという同じような考え方でございます。

もう一つ、事務報告書の104ページの低1、低2の方がふえているということですけど、これはどういうことですかということなんですけど、見てもらったとおりに、所得の少ない方がふえてきているということの現状でございます。

ですので、今後、後期高齢につきましては人数も伸びてきておりますし、医療費も伸び

てきておるといふことで、その関係で軽減特例はこのように見直しされますが、年金のほうで対応があったりとか、そういうことで国の措置があるといふことで、今後、そのことで後期高齢医療のほうを進めていきたいと考えております。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） さっきの187ページの3万701円は取り過ぎだといふことは伺ったんですが、その下の現年分の収入未済額の7万4,958円ですが、それと前年度を比較した金額で先ほど申し上げたんですけど、それと、それから、軽減見直しは年金給付費等で国が処置していくといふことですが、それで処置が本当に全部賄えるのかなといふ、さっき言われたみたいに低所得の方がどんどんふえていく中で、そういうところを危惧しているんですが、いかがですか。

○委員長（伊藤好博君） 最後のほうの質問の内容がわからんやけど。後期高齢者の決算書によって何が質疑とされておるのか、決算書に対しての質問の意味がとれないんだけど、もう一度お願いします。

○委員（中川和子君） 10月から消費税増税に伴うシステム改修が昨年されたといふことで、軽減見直しのシステム改修がされたといふことで、それに対しては年金の給付なんかで国が処置をしていくといふ答えがあったんですが、低所得の方がふえている中で、本当にそれで賄い切れるのかといふことをお尋ねしたいんですけど。

○住民課長（山田克己君） 先ほども出したパンフレットなんですけど、10月から5,000円ずつ低所得者の年金者にもらえるんですが、そこで後期高齢で医療費がふえるのは月に380円から750円ですので、それを比較すれば全然給付のほうが多いといふことになりますので、この辺を見ていただいて御理解いただきたいと思ひます。

先ほどの保険料の収入未済額でございますけど、特別徴収のほうを言っていましたけど、普通徴収のほうは7万幾らとふえております。これは少し滞納者が金額がふえたといふものでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 滞納がふえたといふことは、それだけやっぱり生活が大変な方がふえたんじゃないのかなと思ひて。滞納がふえた分の、今まで滞納に対する処分はされましたか。

○住民課長（山田克己君） 今、7万幾らの未納額はあと400円ですので、それをあと徴収するだけですので、今現状はそうっております。よろしくお祈りします。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

ほかに御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 御質疑もないようですので、質疑を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第48号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局の議案の説明を求めます。

○福祉健康課長補佐（服部直子君） 議案第48号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

歳入について説明させていただきます。

19ページ、20ページをごらんください。

平成30年度木曾岬町介護保険特別会計の歳入歳出決算についてでございますが、まず、歳入については10の款とそれに付随する14の項で構成されており、その予算現額は総額で5億886万4,000円、調定額は5億320万7,509円で、収入済額は5億88万669円、不納欠損額は44万3,740円、収入未済額は188万3,100円となっております。

21、22ページをごらんください。

続いて、歳出でございますが、歳出は7の款とそれに付随する18の項で構成されており、その予算現額は、歳入同様、5億886万4,000円でございます。支出済額が4億9,558万4,532円で、不用額は1,327万9,468円となっております。

続いて、事項別明細書において説明させていただきます。

191、192ページをごらんください。

1款介護保険料では、65歳以上の1号被保険者の状況としまして、平成31年3月31日現在で、前年比28人、1.4%増の2,005人で、高齢化率は2.8%増の31.83%となっております。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、現年度分介護給付費負担金では、国からの介護給付費等の負担金で、前年と比べ0.6%の減となっております。

2項国庫補助金、6目介護保険事業費補助金の法改正に伴うシステム改修事業補助金では、保険料及び利用者負担関係の合計所得金額の新たな指標への見直しに伴うシステム改修により、現役世帯並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しにより3割負担等の改正を行いました。

193、194ページをごらんください。

7目保険者機能強化推進交付金では、平成30年度からの交付金であり、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取り組みに対して、被保険者数及び評価指標により交付される交付金でございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、2号被保険者40歳から64歳の被保険者の保険料が交付されるものでございます。

6 款県支出金は、前年比 1 4 % 増となっております。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金では、介護給付費準備基金の平成 3 0 年度末 4, 5 9 8 万 6 1 3 円に係る預金利子でございます。

8 款繰入金は、一般会計からの繰入金として、1 目介護給付費繰入金から 3 目地域支援事業繰入金につきましては、それぞれ規定された率により繰り入れされるものでございます。

歳出の内容について説明させていただきます。

1 9 7、1 9 8 ページをごらんください。

1 款総務費では、経常的な事務経費を支出しております。

2 款保険給付費、1 9 9、2 0 0 ページをごらんください。2 目地域密着型介護サービス給付費の中で、グループホームの施設サービス、前年比 1 4 % 減の月平均 1 0 人分でございます。

3 目施設介護サービス給付費では、要介護者が介護老人保健施設等に入所し施設サービスを受けたことによる経費を支出しており、前年比、介護老人福祉施設の特別養護老人ホームでは、入所者は 4 人増の 2 8 人、介護老人保健施設では 7 人増の 3 3 人、介護療養型医療施設では 5 人となっております。前年比の施設介護サービス給付費は、金額で 4, 3 0 0 万円、率で 2 4 % 増となっております。

以上が事項別明細書の説明でございます。

次に、2 0 9 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額 5 億 8 8 万 6 6 9 円、歳出総額 4 億 9, 5 5 8 万 4, 5 3 2 円、歳入歳出差引額 5 2 9 万 6, 1 3 7 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 5 2 9 万 6, 1 3 7 円、実質収支額のうち、地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額はございません。

次に、2 1 0 ページをごらんください。

財産に関する調書でございます。

介護給付費準備基金の現在高を示しております。前年度末現在高は 4, 5 9 8 万 6 1 3 円でしたが、年度中増減として、4 万 8, 2 6 1 円の利息分と 5 0 0 万円の基金積立金により、年度末現在高は 5, 1 0 2 万 8, 8 7 4 円となっております。

以上で、平成 3 0 年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりましたので、質疑のある方は御発言ください。

課長さん、実質収支が第が抜けておりますので、入れてください。

○委員（中川和子君） 1 9 2 ページの一番下段になりますが、法改正に伴うシステム改修事業補助金ということで、現役並み所得の方が 2 割から 3 割負担になるというものです。

が、もともと利用料が1割ということが時を経て3割になってしまったことによって、利用される方が利用を控えるのではないかということが危惧されるんですが、いかがでしょうか。

それから……。

○委員長（伊藤好博君） 決算ですよ。

○委員（中川和子君） そうですよ。だから、こういう決算が上がってきているので。

それから、事務報告との関連なんですが、事務報告の中の111ページなんですが、8の介護予防・生活支援サービス事業実施状況というのがあって、訪問型サービス、それから通所型サービスでそれぞれ延べ件数が書いてあるんですが、昨年度というか29年度は訪問介護も、それから通所介護も現行相当サービスが数は少ないんですが上がっていたんですが、今回上がらなかった理由を教えてくださいたいのと、去年は介護予防・生活支援サービス事業実施状況の中に自立支援型地域ケア会議があったんですが、これもなくなっているの、その理由を教えてくださいたいと思います。

それから、事務報告書から決算認定のほうに戻りますが、210ページの財産に関する調書の中で、前年度末が4,600万円近くあって、決算年度中に500万積み立てて、今回5,100万円になったわけですね。30年度から保険料が上がったわけなんですけれども、そのときに据え置きでもできたんじゃないかということをお願いしたときに、第6期の介護保険計画の中で500万取り崩しているしということも言われましたけれども、前年度末の4,600万もそうですし、今回500万積み立てて5,100万円になっているということで、30年度は保険料は据え置きでもできたのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、192ページなんですが、一番右下のところの法改正に伴うシステム改修事業補助金でございます。

こちらにつきましては3割負担の関係の見直しを法改正に伴って、補助金をもらってのシステム改修ということですので、今回3割負担のことについて質問いただいているんですが、今回は制度改正に伴ったシステム改修での2分の1の補助ということで御理解いただきたいと思います。

それから、事務報告のほうの111ページです。

先ほど訪問型の関係と通所型で、去年載っていて今回載っていないサービスがあるということだったんですけれども、特に載せた載せなかったという規定の様式があるわけではないので、今回計上はしていないんですけれども、そういうことも含めて今後参考にさせていただきたいと思います。

次に、210ページです。

210ページの財産に関する調書のところなんですが、30年度は据え置きにできたんじゃないかという御質問だったかと思うんですが、介護保険制度の場合は3年間固定の保

険料ということですので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 先ほど事務報告書の中で様式がないので今回上げていないと言われましたけど、じゃ、実際、現行相当サービスが30年度はあったのかなかったのかを教えてくださいませんか。

○福祉健康課長（松本 大君） 今年度につきましてはこの内容で事務報告のほうを作成したので、特に問題ないというふうに考えております。

○委員長（伊藤好博君） 報告どおりだそうです。よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 報告はわかったんですけど、だから、去年は現行相当サービスをしていた方は、ここに上げられていないだけで実際にそういうサービスが受けられなくなったのか、受けられているけど上げられていないのか、どちらかということを知りたかったんですけど。

〔「そこと決算とどういうふうに合わせるの」と呼ぶ者あり〕

○委員（中川和子君） 決算とかかわってくるじゃないですか。総合事業に変わったことによって要支援の方のサービスが減っているんじゃないかということを知りたかったので伺いました。

○委員長（伊藤好博君） 決算書のどこですか。ちょっと質問がわかりませんので、決算書のどこの……。

○委員（中川和子君） でも、事務報告の中には介護予防・生活支援サービス事業実施状況とあって、その中でサービスがいろいろ書いてあるわけですけど、この中で、こちらの決算の中ではきょう細かいことを伺っていないので、わかりません。だから、聞いているんですよ、わからないから。

○委員長（伊藤好博君） 決算書ではわからないの。

○委員（中川和子君） 決算書はわかりますけど、細かい説明をいただけていないから聞いているんです。どこに、じゃ、出てくるんですかって、現行相当サービスを今回は様式が決まっていなくて、去年は書いたけど、ことしは書かなかったと。だったら、書かないけど、現行相当サービスを受けられている方がいるのかいないのかを教えてくださいませんか。

○委員長（伊藤好博君） 福祉健康課長、答えられますか。

○福祉健康課長（松本 大君） 今回、実績がないので計上していないということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

これまで個別に審議し質疑をいただいて進めてまいりましたが、最後に、これまで議題といたしました全ての議案について、再度質疑がございましたら御発言ください。

○委員（中川和子君） 今の議案48号ですが、今回実績がなかったので上げなかったということは、要支援の方が介護給付から外れて総合事業に変わったことによってサービスが減ったということで理解してよろしいですか。サービスを受けられる方がサービスが受けられなくなったということで理解してよろしいですか。

○福祉健康課長（松本 大君） 現行相当サービスでサービスを受けるんじゃないくて、総合事業でサービスを受けたということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。再開は15時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

午後 2時43分休憩

午後 3時 0分再開

○委員長（伊藤好博君） 休憩を解きまして、委員会に戻します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についての所管部分で討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 今回の補正予算には、幼児教育・保育の無償化による補正予算が組まれておりますが、それには消費税増税分を充てていることから、反対をいたします。

○委員長（伊藤好博君） ほかに賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） なければこれにて討論を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第35号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） 挙手多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 今回の補正予算ですが、後期高齢者医療にかかわるところで、軽減見直しのシステム改修費が計上されていることから、反対をいたします。

○委員長（伊藤好博君） 賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） なければこれにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第36号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手多数です。よって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第37号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 特に討論がないようですので、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第37号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第38号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 特に討論がないようですので、討論なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第38号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第43号、木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 上位法令による改正ではありますが、説明の中で消費税増税に伴うものという説明があったことから、反対をいたします。

○委員長（伊藤好博君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） なければこれにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第43号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第44号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 議案第44号も上位法令の改正ではありますが、質疑でも明らかになったように、第3条の一般原則で無償化がきちんと定義されていないこと、また、第13条では、利用者負担額等の受領では副食費の負担がうたわれているなど、真の無料化をうたっている条例になっていないことから、反対をいたします。

○委員長（伊藤好博君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） なければこれにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第44号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手多数です。よって、議案第44号

は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分で討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 保育所費におきまして、工事請負費ですが、29年度からの繰越分として、中部幼稚園・保育園の改修工事が上げられています。統合してからの工事というのは納得がいきませんでした。それから、町民ホールのイベント委託料、11月23日の講演に関しては、30周年記念事業でありながら当初できちんと取り組むべきところを9月補正に上げてきたことは、国が定める財政法29条にあり、特に緊要となったもの、また、議員必携にもありますように、それが真にやむを得ないものであるかという視点から見ると疑義を唱えざるを得ないということから、反対いたします。

○委員長（伊藤好博君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） なければこれにて討論を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第45号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第46号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 30年度は財政運営が市町の単位から県に統一されました。小さい保険者は助かるとの当局の言い分ですが、統一されることで高い保険料に推移していくことが想定されます。今年度はモデル世帯では据え置きということですが、賦課限度額引き上げによるボーダーラインの引き上げの影響、また、応益割がここ5年で一番高い率になっていることから、反対をいたします。

○委員長（伊藤好博君） 他に討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） なければこれにて討論を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第46号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手多数です。よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第47号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 後期高齢者医療制度については、30年度で10年を迎えました。75歳以上を他の年代と区別して医療制度に加入させるもので、低所得の方がだんだんふえていく中で軽減特例の見直しを図るシステム改修費が上げられているため、反対をいたします。

○委員長（伊藤好博君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） なければこれにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第47号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手多数です。よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第48号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 30年度は第7期介護保険計画に従い、保険料の見直しが図られました。6期のときに取り崩しているとはいえ、基金状況から据え置くことは十分可能であったと考えます。また、要支援者に対する現行相当サービスが実績ゼロであったということですが、なぜゼロになったのか、要支援者が保険給付から外され総合事業に移行したことになったのが大きな原因ではないかと考えられて、反対をいたします。

○委員長（伊藤好博君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） なければこれにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第48号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りします。

委員長報告書の作成及び本会議での当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告をいたすことを、私、委員長に一任していただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで本委員会に付託されました10議案の審議は終わらせていただきます。

次に、その他の事項に移ります。

本委員会の所管事項で何かございましたら御発言願います。

○委員（中川和子君） プレミアム商品券のことですが、9月の広報には、申請が2月28日までで、使用期限は2月29日とありますが、3月いっぱいのところもありますが、なぜ当町は2月末日にしたのでしょうか。

それと、9月の広報と一緒にごみハンドブックというのが新しく配られたんですが、訂正箇所は紙ぺら1枚で、訂正はほとんどここだけですというのがあったんですが、新たに立派な冊子をつくられた理由を教えてくださいたいと思います。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、プレミアムつき商品券の件なんですけど、今、非課税の対象者の方に申請書を送付させていただいて、返信用封筒に入れてこちらで受け付けています。その期限が1月31日までの期限となっております。

その後、申請書を本来であれば早目にいただければ9月末に購入引きかえ券を送る予定をしています。その9月末のときには非課税の対象となった方と3歳未満児の方の対象の方について送付する予定をしまして、2月28日までが購入引きかえ券の購入期間で、29日の土曜日までがプレミアムつき商品券の使用期間でございます。

その商品券をなぜ2月末日にしたのかということなんですけど、3月の1カ月間につきましては、プレミアムつき商品券を金融機関とお金を換金する期間を設けておりますので、3月いっぱいまでではなく、2月までというふうにしております。これは木曾岬町独自のものではなくて、近隣の市町のそういうような動向も見た上で日程のほうは調整させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○住民課長（山田克己君） ごみのハンドブックですけど、皆さん御存じのように新ごみ処理施設ができますので、それに関連して桑員地区というか関係する今は3市町になるんですけど、桑名、東員、木曾岬でそういうものをつくったというものでございます。

前のハンドブックは古いですし、RDFのことも載せておりましたので、それを新しく

したということで、あと、新ごみ処理施設は、前のRDFは長いものが機械に絡みつくと、そういうことで50センチ以下というのがあったんですけど、ごみを切って出すというのがあったんですけど、今は2メートル以下に変わりましたので、緩和されたということでございますので、そういうが一部変わったということですので、よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤好博君） ほかによろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 人権の関係でお伺いしたいんですけど、ライツさんという人権団体があると思うんですけども、そのチラシを役場の職員がタチヤの前で配っていたということを伺ったんですが、それは仕事に入るのか、時間外になるのか、どういう形、経緯、町民の方が、私が実際に見たわけではないんですが、そこら辺の事情を教えてくださいなんですが。

○住民課長（山田克己君） 実際、この前、私が行って配らせていただきまして、時間内でやらせていただきました。人権活動として、桑名の同和のそういうところがありまして、そういうところから依頼がありましたので、それによってチラシ配りをさせていただいたものでございます。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、本日の教育民生常任委員会を閉会といたします。長時間にわたる審議、まことにありがとうございました。どうもありがとうございました。

午後 3時19分閉会